

令和7年度 第3回 評議会 資料③

令和8年度 山梨支部事業計画（案）について

- 令和8年度 本部事業計画（案）・本部予算（案）の概要
- 令和8年度 山梨支部事業計画（案）



全国健康保険協会 山梨支部
協会けんぽ

令和8年度事業計画の位置づけ

- 2024年度からスタートした第6期保険者機能強化アクションプランでは、3年間で達成すべき主な取組に加え、達成状況を評価するためのKPIを定めている。
- 本事業計画は、第6期保険者機能強化アクションプランの目標を達成できるよう、令和8年度に実施すべき取組と進捗状況を評価するためのKPIを定めるものである。

(1) 基盤的保険者機能

【主な重点施策】

●健全な財政運営

- ・中長期的な視点での健全な財政運営
- ・国や都道府県等の会議等における積極的な意見発信

●業務処理体制の強化と意識改革の徹底

- ・電子申請に対応した業務処理体制の構築
- ・業務の標準化・効率化・簡素化の徹底及び職員の意識改革促進
- ・すべての職員の多能化を促進し、事務処理体制を強化することによる生産性の向上

●サービス水準の向上、現金給付等の適正化の推進

- ・**(拡充)** コールセンターの拡充、受電体制の強化及び研修の実施による相談業務の標準化や質の向上の推進
- ・**(新規)** 生成AI活用によるチャットボットの拡充
- ・傷病手当金と障害年金等との併給調整の適正な実施
- ・電話や窓口による相談で多言語化や記入の手引きの多言語化などの国際化対応の推進

●債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化

- ・「債権管理・回収計画」に基づいた早期回収に向けた取組の着実かつ確実な実施
- ・弁護士等と連携した効果的な催告及び法的手続きの厳格な実施
- ・オンライン資格確認を有効活用せるため日本年金機構と連携した資格関係の早期届出に関する広報を実施

●DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

- ・マイナ保険証による保険診療の周知徹底
- ・**(拡充)** 電子申請等の推進及びけんぽアプリの拡充
- ・**(新規)** 健康保険委員等向け情報提供をオンラインで行うための専用サイト構築
- ・マイナポータル等のデジタル化の進展に伴う「医療費のお知らせ」の送付方法の見直し

(2) 戰略的保険者機能

【主な重点施策】

●データ分析に基づく事業実施

- ・医療費・健診データ等を活用した分析に基づく、医療費適正化等に向けた事業及び情報発信の実施
- ・**(新規)** 複数の近隣支部の分析担当者による「ブロック別分析体制」の構築による職員の分析能力の更なる向上
- ・外部有識者を活用した調査研究の実施及び研究成果等の活用
- ・外部有識者からの助言を踏まえた「保険者努力重点支援プロジェクト」の事業の実施
- ・保険者努力重点支援プロジェクトの全支部への効果的な手法等の展開

●特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

- ・**(拡充)** 生活習慣病予防健診について、20・25・30歳の若年者への対象拡大に加え、骨粗鬆症検診をオプションとして追加
- ・**(新規)** 35歳以上の被保険者を対象とした人間ドック健診の創設
- ・被扶養者の特定健診における「骨粗鬆症検診」「歯科検診」「眼底検査」を集団健診時のオプション健診として実施
- ・電子カルテ情報共有サービスを活用した事業者健診データ取得の推進
- ・2027年度に実施する被扶養者を対象とした生活習慣病予防健診及び人間ドック健診等の準備

●特定保健指導の実施率及び質の向上

- ・**(拡充)** 人間ドック健診の創設を契機とした、特定保健指導の一層の実施率向上と委託機関数拡大の推進
- ・外部委託の更なる推進、健診当日の初回面談の実施及び特定保健指導の早期実施に向けた健診当日の働きかけの拡充
- ・主要達成目標である「腹囲2センチかつ体重2キロ減」をはじめとした成果を重視した特定保健指導の推進

●重症化予防対策の推進

- ・血圧、血糖、脂質等に着目した未治療者への受診勧奨の実施
- ・**(拡充)** 胸部エックス線検査における要精密検査・要治療者への受診勧奨の実施及び他のがん検査項目における受診勧奨の検討
- ・糖尿病性腎症重症化予防事業について、かかりつけ医等と連携した取組の効果的な実施

(2) 戰略的保険者機能

●コラボヘルスの推進

- ・ 健康宣言のプロセス及びコンテンツの標準化を基本としたコラボヘルスの推進
- ・ 商工会議所等との協定締結や連携した取組の推進による健康づくりの取組の充実
- ・ **(拡充)** 女性の健康等、健康課題に着目した実効性のあるポピュレーションアプローチの推進
- ・ メンタルヘルス対策として、出前講座等を全支部において積極的に実施

●医療資源の適正使用

- ・ データ分析に基づき地域の実情に応じたジェネリック医薬品の一層の使用促進
- ・ バイオシミラーの使用状況を分析及び地域フォーミュラリのデータ分析をもとにした医療機関や関係団体への働きかけ
- ・ ポリファーマシー（多剤服用の有害事象）、抗菌薬の適正使用、上手な医療のかかり方等の加入者への周知・啓発

●地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信

- ・ 医療計画及び医療費適正化計画に係る他の保険者等とも連携した積極的な意見発信
- ・ 医療提供体制等に係る地域医療構想調整会議等におけるデータ等を活用したエビデンスに基づく効果的な意見発信
- ・ 医療保険部会や中央社会保険医療協議会等における医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信

●広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進

- ・ 「広報基本方針」に基づく「広報計画」の策定・実施
- ・ 最重点広報テーマの「令和9年度保険料率改定」、「健診体系の見直し（現役世代への健診事業の拡充）」、「健康保険制度の意義や協会の役割等への共感が広がる環境づくり」、「電子申請・けんぽアプリの利用促進」における本部・支部による一体的・積極的な広報の実施
- ・ 全面リニューアルを実施したホームページの安定運用
- ・ **(新規)** コミュニケーションロゴやタグラインを使用した協会けんぽの認知度向上
- ・ **(新規)** 電子申請やけんぽアプリ利用者拡大に向けた健康保険委員を通じた広報強化

●国際化対応

- ・ **(新規)** 日本の優れた社会保障制度や国民皆保険、予防医療のノウハウを、他国医療保険者や政府関係者と共有

(3) 組織・運営体制の強化

【主な重点施策】

●人事制度の適正な運用、新たな業務のあり方を踏まえた戦略的な人員配置

- ・ 実績や能力に基づく人事評価結果の適正な処遇反映、実績や能力本位かつ適材適所の人事の推進

●更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成

- ・ 役職に応じた階層別研修及び業務遂行上必要となる専門的なスキル等の習得に向けた業務別研修の実施
- ・ 研修の体系や内容等の見直しによる更なる保険者機能の発揮に必要となる能力を兼ね揃えた人材の育成
- ・ 各支部の課題に応じた研修やオンライン研修・eラーニングによる多様な研修機会の確保

●働き方改革の推進

- ・ 健康経営の推進、次世代育成支援及び女性活躍の推進、福利厚生の充実を柱とした協会の働き方改革の推進
- ・ 病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立支援、ハラスメント防止やメンタルヘルス対策等の推進

●内部統制の強化・災害への対応

- ・ リスクの発生を未然に防止するための取組の推進
- ・ eラーニング等を活用した内部統制やリスク管理に係る意識啓発
- ・ 災害発生に備えた業務継続計画書（BCP）等の見直し

●システム対応

- ・ 日々の運行監視やシステムメンテナンス業務の確実な実施を通じた協会システムの安定稼働
- ・ 法律改正、制度改正及等に対する適切なシステム対応
- ・ 被保険者及び被扶養者を対象とした健診体系の見直し及び重症化予防対策に係るシステム対応
- ・ 協会のDXの推進に向け、先進的なデジタル技術を活用した協会システムの計画的な導入を実施

2025年12月23日
第139回運営委員会資料 3-4

令和8年度業務経費及び一般管理費予算の総額

予算総額 3,664億円 (対前年度予算比 +294億円)

内訳 業務経費^{※1} 2,905億円 (対前年度予算比 +517億円) ※1 健診費用、保険給付の審査に要する費用等
一般管理費^{※2} 759億円 (対前年度予算比 ▲224億円) ※2 人件費やシステム経費等

令和8年度の主な新規・拡充事業予算

保健事業の充実・推進 [2,482.5億円 (1,923.2億円)]

- 35歳以上の被保険者を対象とした人間ドック健診の創設 [315.1億円 (-)]
- 生活習慣病予防健診について、20・25・30歳の若年者への対象拡大に加え、骨粗鬆症検診をオプションとして追加 [79.5億円 (-)]
- 実施率目標引き上げ等による健診・保健指導実施経費の増 [2,088.0億円 (1,923.2億円)]

広報活動の強化 [8.7億円 (5.2億円)]

- 最重点広報の実施 [8.7億円 (5.2億円)]

【令和8年度最重点広報テーマ】

- ・ 令和9年度保険料率改定
- ・ 健診体系の見直し（現役世代への健診事業の拡充）
- ・ 健康保険制度の意義や協会の役割等への共感が広がる環境づくり（コミュニケーションロゴ・タグラインを使用した協会けんぽの認知度向上）
- ・ 電子申請・けんぽアプリの利用促進

※ この他、支部保険者機能強化予算において、広報・意見発信に関する経費として6億円程度の計上が見込まれる。

【予算額（前年度予算額）】

加入者サービスの向上 [51.1億円 (33.3億円)]

- 生成AI活用によるチャットボットの拡充 [1.6億円(0.4億円)]
- コールセンターの拡充、電話相談体制の強化及び研修の実施による相談業務の標準化や質の向上の推進 [49.1億円(32.9億円)]
- 申請にかかる届書等の多言語対応 [0.4億円 (-)]

DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進 [28.6億円 (4.1億円)]

- 健康保険委員及び健診機関向け情報提供をオンラインで行うための専用サイト構築 [3.5億円 (-)]
- 電子申請等の推進及びけんぽアプリの拡充 [25.1億円(4.1億円)]

その他

- ・ システム基盤のリース満了等に伴う機器更改に係る対応が完了したことによる減 ▲306.1億円
- ・マイナポータル等のデジタル化の進展に伴う「医療費のお知らせ」の送付方法の見直しによる減 ▲16.8億円

令和8年度 山梨支部事業計画

令和8年度（本部案）	令和8年度（山梨支部）	令和7年度（山梨支部）
<p>（1）基盤的保険者機能の盤石化</p> <p>I）健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中長期的な視点による健全な財政運営に資するよう、運営委員会や支部評議会で丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 ・今後、先行きが不透明な協会の保険財政について、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を積極的に行う。 ・医療費適正化等の努力を行うとともに、国や都道府県等の会議等において、医療費・健診等データの分析結果から得られたエビデンス等も踏まえ、安定した財政運営を行う観点から積極的に意見発信を行う。 <p>【重要度：高】</p> <p>協会けんぽは約4,000万人の加入者、約280万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。安定的かつ健全な財政運営は、協会におけるすべての活動（効率的な業務運営、保健事業の推進、医療費適正化、DX化など）の基盤であるとともに、その取組の成果を表す中核的なものであるため、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会けんぽの財政は、加入者及び事業主の医療費適正化等に向けた努力のほか、中長期的な視点から平均保険料率10%を維持してきたこと等により、近年プラス収支が続いている。しかしながら、保険料収入の将来の推移は予測し難く、保険給付費の継続的な増加や後期高齢者支援金の高止まりが見込まれるなど、先行きは不透明である。</p> <p>協会は、日本最大の医療保険者として、加入者4,000</p>	<p>1. 基盤的保険者機能の盤石化</p> <p>I）健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中長期的な視点による健全な財政運営に資するよう、支部評議会で丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 ・今後、先行きが不透明な協会の保険財政について、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を積極的に行う。 ・医療費適正化等の努力を行うとともに、保険者協議会等において、医療費・健診等データの分析結果から得られたエビデンス等も踏まえ、安定した財政運営を行う観点から積極的に意見発信を行う。 <p>【重要度：高】</p> <p>協会けんぽは約4,000万人の加入者、約280万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。安定的かつ健全な財政運営は、協会におけるすべての活動（効率的な業務運営、保健事業の推進、医療費適正化、DX化など）の基盤であるとともに、その取組の成果を表す中核的なものであるため、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会けんぽの財政は、加入者及び事業主の医療費適正化等に向けた努力のほか、中長期的な視点から平均保険料率10%を維持してきたこと等により、近年プラス収支が続いている。しかしながら、保険料収入の将来の推移は予測し難く、保険給付費の継続的な増加や後期高齢者支援金の高止まりが見込まれるなど、先行きは不透明である。</p> <p>協会は、日本最大の医療保険者として、加入者4,000</p>	<p>1. 基盤的保険者機能の盤石化</p> <p>I）健全な支部財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中長期的な視点による健全な財政運営に資するよう、支部評議会で丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 ・今後、更に厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を積極的に行う。 ・医療費適正化等の努力を行うとともに、保険者協議会等において、医療費・健診等データの分析結果から得られたエビデンス等も踏まえ、安定した財政運営を行う観点から積極的に意見発信を行う。 <p>【重要度：高】</p> <p>協会けんぽは約4,000万人の加入者、約260万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</p> <p>赤文字=昨年度から変更した文言・計画</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会けんぽの財政は、加入者及び事業主の医療費適正化等に向けた努力のほか、中長期的な視点から平均保険料率10%を維持してきたこと等により、近年プラス収支が続いているものの、経済の先行きは不透明であり、保険料収入の将来の推移は予測し難い一方、今後、団塊の世代が後期高齢者になることにより後期高齢者支援金の急増が見込まれること、協会けんぽ加入者の平均年齢上昇や医療の高度</p>

令和8年度（本部案）	令和8年度（山梨支部）	令和7年度（山梨支部）
<p>万人を擁する健康保険を運営する公的な使命を担っている。大きな経済変動などにより不測の事態が生じたとしても安定した運営を維持し、被用者保険の受け皿としての役割を果たすことが求められる。このため、協会が保険料率を決定するにあたっては、中長期的に安定した財政運営を実現するため、その時々の社会・経済情勢、医療保険全体に与える影響など様々な要素を総合的に考慮した上で、慎重に判断する必要があり、困難度が高い。併せて、決定にあたっては、運営委員会、47の支部評議会での十分な議論を通じて数多くの関係者の理解を得るなど、丁寧なプロセスを経る必要があるため、困難度が高い。</p> <p>II) 業務改革の実践と業務品質の向上</p> <p>① 業務処理体制の強化と意識改革の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務量の多寡や優先度に対応するため、職員の業務処理の多能化を進め、業務処理体制を強化することで生産性の向上を図る。 ・ また、電子申請に対応した業務処理体制を構築する。 ・ 業務の標準化・効率化・簡素化を徹底するため、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な業務処理を実施する。 ・ また、業務指導を行い、より一層職員の意識改革を促進する。 ・ 自動審査の結果、職員の確認が必要となった要因を分析し、その解消を図ることで、業務処理の効率化を図る。 	<p>万人を擁する健康保険を運営する公的な使命を担っている。大きな経済変動などにより不測の事態が生じたとしても安定した運営を維持し、被用者保険の受け皿としての役割を果たすことが求められる。このため、協会が保険料率を決定するにあたっては、中長期的に安定した財政運営を実現するため、その時々の社会・経済情勢、医療保険全体に与える影響など様々な要素を総合的に考慮した上で、慎重に判断する必要があり、困難度が高い。併せて、決定にあたっては、運営委員会、47の支部評議会での十分な議論を通じて数多くの関係者の理解を得るなど、丁寧なプロセスを経る必要があるため、困難度が高い。</p> <p>II) 業務改革の実践と業務品質の向上</p> <p>① 業務処理体制の強化と意識改革の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務量の多寡や優先度に対応するため、職員の業務処理の多能化を進め、業務処理体制を強化することで生産性の向上を図る。 ・ また、電子申請に対応した業務処理体制を構築する。 ・ 業務の標準化・効率化・簡素化を徹底するため、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な業務処理を実施する。 ・ また、業務指導を行い、より一層職員の意識改革を促進する。 ・ 自動審査の結果、職員の確認が必要となった要因を分析し、その解消を図ることで、業務処理の効率化を図る。 	<p>化等により保険給付費の継続的な増加が見込まれること等、今後も協会けんぽの財政負担が増加する要因が見込まれ、引き続き協会けんぽの財政は先行きが不透明な状況である。そのため、より一層、医療費適正化に取り組み、健全な財政運営を確保することが課題である。その上で、支部評議会で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。</p> <p>II) 業務改革の実践と業務品質の向上</p> <p>① 業務処理体制の強化と意識改革の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マイナンバーカードと健康保険証の一体化及び電子申請等の導入に即した事務処理体制を構築する。 ・ 業務量の多寡や優先度に対応するため、すべての職員の多能化を進め、事務処理体制を強化することで生産性の向上を図る。 ・ 業務の標準化・効率化・簡素化を徹底するため、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理を徹底とともに、職員の意識改革を促進する。 ・ 自動審査を妨げる要因等を分析し、自動審査率向上にむけた周知等を実施することにより事務処理の効率化を図る。 <p>【困難度：高】</p> <p>業務量の多寡や優先度に対応する最適な体制により事務処理を実施するためには、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、職員の多能化と意識改革の促進が不可欠である。このような業務の変革を全職員に浸透・定着させるため、ステップを踏みながら進めているところであるが、健康保険証とマイナンバーの一体化にかかる経過措置な</p>

令和8年度（本部案）	令和8年度（山梨支部）	令和7年度（山梨支部）
<p>②サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> すべての申請について、迅速な業務処理を徹底する。特に傷病手当金や出産手当金等の生活保障の性格を有する現金給付については、申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。また、平均所要日数7日未満を維持する。 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、電子申請を促進する。電子申請の促進に向けて、特に、健康保険委員及び社会保険労務士会等に積極的な働きかけを行う。 加入者・事業主からの相談・照会に迅速に対応できるようコールセンターを拡充する。また受電体制を強化とともに、相談業務の標準化や品質向上を推進する。 電話や窓口による相談で多言語化対応を行うとともに、各種記入の手引きを多言語化するなど、国際化への対応を進める。 お客様の声等を業務に反映させ、更なる加入者サービスの向上に取り組む。 ホームページに導入しているチャットボットについて、利用状況の分析や生成AIの活用により電話問い合わせの内容に基づきガイド機能を強化し、加入者の利便性向上を図る。 マイナ保険証の問い合わせに対し、専門的に対応する体制を整え、加入者の利便性の向上を図る。 	<p>② サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> すべての申請について、迅速な業務処理を徹底する。特に傷病手当金や出産手当金等の生活保障の性格を有する現金給付については、申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。また、平均所要日数7日未満を維持する。 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、電子申請を促進する。電子申請の促進に向けて、特に、健康保険委員及び社会保険労務士会等に積極的な働きかけを行う。 <ul style="list-style-type: none"> 全支部コールセンターの導入に伴い受電体制の見直しを図るとともに、接遇研修・勉強会の実施による相談業務の標準化や品質向上を推進し、加入者や事業主からの相談・照会に的確に対応する。 「お客様満足度調査」や「お客様の声」の活用により支部の課題を洗い出し、支部に設置した「CS向上検討委員会」で対応を検討するなどして、改善を図ることで、更なる加入者サービスの向上に取り組む。 	<p>ど制度改正への対応や、電子申請による業務システム刷新等新たな事業と並行して業務改革を推進することは、困難度が高い。</p> <p>② サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> すべての申請について、迅速な業務処理を徹底する。特に傷病手当金や出産手当金等の生活保障の性格を有する現金給付については、申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進するとともに、2026（令和8）年1月に導入する電子申請も併せて促進する。 受電体制の強化及び研修の実施による相談業務の標準化や質の向上を推進し、加入者や事業主の相談・照会について的確に対応する。 国際化対応として、関係団体に協力を求め、制度案内等を行い、加入者の利便性の向上を図る。 「お客様満足度調査」や「お客様の声」の活用により支部の課題を洗い出し、支部に設置した「CS向上検討委員会」で対応を検討するなどして、改善を図ることで、更なる加入者サービスの向上に取り組む。 <p>【困難度：高】</p> <p>現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行なうことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であることから、サービススタンダードを設定し100%達成に努めている。現金給付の申請件数が年々増加しているなか、2023（令和5）年1月のシステム刷新による自動審査の効果や全支部の努力により平均所要日数7日以内を実現しており、今後も事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等によりこの</p>

令和8年度（本部案）	令和8年度（山梨支部）	令和7年度（山梨支部）
<p>■ KPI：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) サービススタンダードの達成状況を100%とする 2) サービススタンダードの平均所要日数7日以内を維持する 3) 現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率を対前年度以下とする <p>③現金給付等の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務マニュアルに基づき、日本年金機構との情報連携やマイナンバー情報照会等を確実に行い、傷病手当金と障害年金等との適切な調整を実施する。 ・現金給付の支給決定データ等の分析や加入者等からの情報提供により不正の疑いが生じた申請については、保険給付適正化PTにおいて内容を精査し、支給の可否を再確認する。また、必要に応じ事業主への立入検査を実施する。 ・海外療養費や海外出産育児一時金について、海外の渡航がわかる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。 ・柔道整復施術療養費について、データ分析ツールを活用し多部位かつ頻回及び負傷と治癒等を繰り返す申請を抽出し、加入者への文書照会などの強化や面接確認委員会を実施する。 <p>また、不正が疑われる施術者は、地方厚生局へ情報提供を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期かつ頻回な施術の適正化を図るために、加入者及び施術者 	<p>■ KPI：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) サービススタンダードの達成状況を100%とする 2) サービススタンダードの平均所要日数7日以内を維持する 3) 現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率を対前年度以下とする <p>③現金給付等の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務マニュアルに基づき、日本年金機構との情報連携やマイナンバー情報照会等を確実に行い、傷病手当金と障害年金等との適切な調整を実施する。 ・現金給付の支給決定データ等の分析や加入者等からの情報提供により不正の疑いが生じた申請については、保険給付適正化PTにおいて内容を精査し、支給の可否を再確認する。また、必要に応じ事業主への立入検査を実施する。 ・海外出産育児一時金について、海外の渡航がわかる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。 ・柔道整復施術療養費について、データ分析ツールを活用し多部位かつ頻回及び負傷と治癒等を繰り返す申請を抽出し、加入者への文書照会などの強化や面接確認委員会を実施する。 <p>また、不正が疑われる施術者は、地方厚生局へ情報提供を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期かつ頻回等の過剰受診の適正化を図るために、加入者及び施 	<p>水準を維持していく必要がある。また、加入者・事業主の更なる利便性の向上を図ることで、窓口来訪者の負担を軽減する。そのためには、使いやすい電子申請システムの構築や加入者への電子申請の普及に努めなければならず、困難度が高い。</p> <p>■ KPI：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) サービススタンダードの達成状況を100%とする 2) サービススタンダードの平均所要日数7日以内を維持する 3) 現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率を対前年度以下とする <p>③現金給付等の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・傷病手当金と障害年金等との併給調整について、業務マニュアルに基づき、年金機構との情報連携やマイナンバー情報照会等を確実に行う。 ・現金給付の支給決定データ等の分析や加入者等からの情報提供により不正の疑いが生じた申請については、支給の可否を再確認するとともに、保険給付適正化PTにおいて内容を精査し、事業主への立入検査を実施するなど、厳正に対応する。 ・海外出産育児一時金について、海外の渡航がわかる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。 ・柔道整復施術療養費について、データ分析ツールを活用し多部位かつ頻回及び負傷と治癒等を繰り返す申請を抽出し、加入者への文書照会などの強化や面接確認委員会を実施し、重点的に審査を行う。また、不正が疑われる施術者については地方厚生局へ情報提供を行う。 ・あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期かつ頻回等の過剰受診の適正化を図るために、加入者及び施

令和8年度（本部案）	令和8年度（山梨支部）	令和7年度（山梨支部）
<p>期かつ頻回な施術の適正化を図るため、加入者及び施術者へ施術の必要性について確認するなど、審査を強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 被扶養者資格の再確認について、マイナンバーを活用した事前調査により対象を絞り込み、加入者・事業主の負担軽減を図り、効果的に実施する。また、未提出事業所への被扶養者状況リストの提出勧奨を強化し、確実に回収する。 これらの現金給付等の適正化を推進するため、標準化した業務プロセスによる事務処理を徹底するとともに、業務の正確性と迅速性を高めるために研修を実施する。また、適用徴収及び年金給付等の知識の向上を図る。 <p>④レセプト内容点検の精度向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 「レセプト内容点検行動計画」を策定・実践し、システムを最大限に活用した点検を実施する。また、毎月、自動点検マスタを精緻に更新し、効果的かつ効率的な点検を実施する。 社会保険診療報酬支払基金における審査傾向や査定実績等を共有し、点検員のスキルアップを図るとともに、内容点検効果の高いレセプトを重点的に点検する。 社会保険診療報酬支払基金に対して、再審査請求理由を明確に示すことに努めるとともに、毎月の協議の場において、協会の知見をフィードバックする。なお、社会保険診療報酬支払基金との協議事項の選定については、点検員全員で検討を行う。 外部講師を活用した研修や他支部の査定事例を活用した勉強会等により、点検員のスキルアップを図り、内容点検の査定率の向上を目指す。 社会保険診療報酬支払基金の「支払基金業務効率化・高度化計画」に基づく支払基金改革（ICTを活用した審査事務の効率化・高度化、審査結果の不合理な差 	<p>へ施術の必要性について確認するなど、審査を強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 被扶養者資格の再確認について、宛所不明による未送達事業所に係る所在地調査や未提出事業所への被扶養者状況リストの提出勧奨を強化し、確実に回収する。 これらの現金給付等の適正化を推進するため、標準化した業務プロセスによる事務処理を徹底するとともに、業務の正確性と迅速性を高めるために、本部が実施する研修へ参加するとともに支部でも勉強会を実施する。また、日本年金機構と連携した勉強会を行い、適用徴収及び年金給付等の知識の向上を図る。 <p>④レセプト内容点検の精度向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 「レセプト内容点検行動計画」を策定・実践し、システムを最大限に活用した点検を実施する。また、毎月、自動点検マスタを精緻に更新し、効果的かつ効率的な点検を実施する。 社会保険診療報酬支払基金における審査傾向や査定実績等を共有し、点検員のスキルアップを図るとともに、内容点検効果の高いレセプトを重点的に点検する。 社会保険診療報酬支払基金に対して、再審査請求理由を明確に示すことに努めるとともに、毎月の協議の場において、協会の知見をフィードバックする。なお、社会保険診療報酬支払基金との協議事項の選定については、点検員全員で検討を行う。 外部講師を活用した研修や他支部の査定事例を活用した勉強会等により、点検員のスキルアップを図り、内容点検の査定率の向上を目指す。 資格点検、外傷点検について、システムを最大限に活用した効果的かつ効率的な点検を実施する。 	<p>術者へ文書により施術の必要性について確認するなど、審査を強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 被扶養者資格の再確認について、宛所不明による未送達事業所に係る所在地調査や未提出事業所への電話、文書での勧奨を強化し、被扶養者資格確認リストを確実に回収して、被扶養者資格の再確認を徹底する。 これらの現金給付等の適正化を推進するため、標準化した業務プロセスによる事務処理を徹底するとともに、審査・確認業務の正確性と迅速性を高めるために、本部が実施する業務研修に参加し、審査・確認業務の正確性と迅速性を高める。 <p>④レセプト内容点検の精度向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 「レセプト内容点検行動計画」を策定・実践し、効果的かつ効率的な点検を推進する。 毎月の自動点検マスタの更新により、システムを最大限に活用した点検を実施する。 社会保険診療報酬支払基金における審査傾向や査定実績等を共有するとともに、高点数レセプトの点検を強化する等、内容点検効果の高いレセプトを優先的かつ重点的に審査する。 社会保険診療報酬支払基金に対して、再審査請求理由を明確に示すことに努めるとともに、毎月の協議の場において、協会の知見をフィードバックする。 勉強会や研修等により、点検員のスキルを向上させ、内容点検の更なる質的向上を図る。 社会保険診療報酬支払基金の「支払基金業務効率化・高度化計画」に基づく支払基金改革（ICTを活用した審査事務の効率化・高度化、審査結果の不合理な差異の解消等）の動向を注視し、支部の内容点検体制について検討する。

令和8年度（本部案）	令和8年度（山梨支部）	令和7年度（山梨支部）
<p>異の解消等）の動向を注視し、今後の協会の内容点検の在り方について検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 資格点検、外傷点検について、システムを最大限に活用し、効果的かつ効率的な点検を実施する。 <p>【困難度：高】</p> <p>一次審査を行っている社会保険診療報酬支払基金では、ICTを活用した審査業務の効率化・高度化を進めており、再審査（二次審査）に基づく知見も年々積み重ねられていく。また、協会の査定率は、システムの精度や点検員のスキル向上により、既に非常に高い水準に達していることから、KPIを達成することは、困難度が高い。</p> <p>■ KPI：</p> <ol style="list-style-type: none"> 協会のレセプト点検の査定率（※）について対前年度以上とする (※) 査定率 = 協会のレセプト点検により査定（減額）した額 ÷ 協会の医療費総額 協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする <p>⑤債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 「債権管理・回収計画」を策定・実践し、確実な回収に努める。 発生した債権（返納金、損害賠償金等）については、全件調定及び納付書の速やかな送付を徹底するとともに、早期回収に向けた取組を着実に実施する。 早期回収に努めるため、保険者間調整を積極的に活用するとともに未納者に対しては、早期の段階から弁護士等と連携した催告及び法的手続きを実施する。 職員のスキルアップを図るため、債権管理・回収事務担当者研修を実施する。 	<p>【困難度：高】</p> <p>一次審査を行っている社会保険診療報酬支払基金では、ICTを活用した審査業務の効率化・高度化を進めており、再審査（二次審査）に基づく知見も年々積み重ねられていく。また、協会の査定率は、システムの精度や点検員のスキル向上により、既に非常に高い水準に達していることから、KPIを達成することは、困難度が高い。</p> <p>■ KPI：</p> <ol style="list-style-type: none"> 協会のレセプト点検の査定率（※）について前年度以上とする (※) 査定率 = 協会のレセプト点検により査定（減額）した額 ÷ 協会の医療費総額 協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を前年度以上とする <p>⑤ 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 「債権管理・回収計画」を策定・実践し、確実な回収に努める。 発生した債権（返納金、損害賠償金等）については、全件調定及び納付書の速やかな送付を徹底するとともに、早期回収に向けた取組を着実に実施する。 早期回収に努めるため保険者間調整を積極的に活用するとともに、未納者に対しては、早期の段階から弁護士等と連携した催告及び法的手続きを実施する。 職員のスキルアップを図るため、債権管理・回収事務担当者研修に参加する。 	<ul style="list-style-type: none"> システム改善により自動化された資格点検、外傷点検を着実かつ確実に実施する。 <p>【困難度：高】</p> <p>一次審査を行っている社会保険診療報酬支払基金では、ICTを活用した審査業務の効率化・高度化を進めており、再審査（二次審査）に基づく知見も年々積み重ねられていく。一方、協会の査定率は、システムの精度や点検員のスキル向上により、既に非常に高い水準に達していることから、KPIを達成することは、困難度が高い。</p> <p>■ KPI：</p> <ol style="list-style-type: none"> 協会のレセプト点検の査定率（※）について対前年度以上とする (※) 査定率 = レセプト点検により査定（減額）した額 ÷ 協会の医療費総額 協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする <p>⑤ 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 発生した債権（返納金、損害賠償金等）については、全件調定及び納付書の速やかな送付を徹底するとともに、「債権管理・回収計画」に基づき、早期回収に向けた取組を着実かつ確実に実施する。 保険者間調整を積極的に活用するとともに、弁護士と連携した効果的な催告及び費用対効果を踏まえた法的手続きを厳格に実施し、債権回収率の向上を図る。 債権の適切な管理、回収率の向上を目的として、債権管理回収事務担当者研修会に参加させ、債権担当職員の知識やスキルを向上させる。

令和8年度（本部案）	令和8年度（山梨支部）	令和7年度（山梨支部）
<ul style="list-style-type: none"> オンライン資格確認を有効に活用させるため、事業主からの加入者の資格関係の早期かつ適正な届出について、日本年金機構と連携し、周知広報を実施する。 今後の債権管理・回収業務の在り方について検討する。 <p>■ KPI： 返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を対前年度以上とする</p>	<ul style="list-style-type: none"> オンライン資格確認を有効に活用させるため、事業主からの加入者の資格関係の早期かつ適正な届出について、日本年金機構と連携し周知広報を実施する。 <p>■ KPI： 返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を前年度以上とする</p>	<ul style="list-style-type: none"> オンライン資格確認による無資格受診の発生抑止効果をより向上させるため、事業所からの早期の届出について、日本年金機構と連携し周知広報を実施する。 <p>【困難度：高】 返納金債権の大半を占める資格喪失後受診に係る債権については、保険者間調整※1による債権回収が有効な手段であるところ、レセプト振替サービス※2の拡充により、保険者間調整による債権回収の減少が見込まれる。しかしながら、それ以上に、レセプト件数の増加に伴い、返納金債権の件数や金額が増加している中、KPIを達成することは、困難度が高い。</p> <p>※1 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険（資格が有効な保険者）とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。協会としては、債権を確実に回収できるメリットがある。 ※2 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振り替える仕組み。</p> <p>■ KPI： 返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を対前年度以上とする</p>

令和8年度（本部案）	令和8年度（山梨支部）	令和7年度（山梨支部）
<p>Ⅲ） DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進</p> <p>i) マイナ保険証による保険診療の周知徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療 DX の基盤であるマイナ保険証について、利用率等のデータ分析結果を踏まえてターゲッティングをしながら効率的に、加入者・事業主にマイナ保険証の制度の概要やメリットなどの広報を行う。 ・ 「電子処方箋」については、重複投薬の防止など、良質かつ効率的な医療の提供に繋がることから、加入者・事業主にその意義を理解いただけるよう、様々な広報媒体を活用し、周知する。 <p>ii) 電子申請等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加入者の利便性の向上や負担軽減の観点から、2026（令和8）年1月にスタートした電子申請について、利用率向上のため加入者・事業主及び関係団体等に対して積極的な広報を行う。特に、健康保険委員及び社会保険労務士会については、利用率向上に大きく貢献することから、より一層の働きかけを強化する。 <p>iii) DX を活用した事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和8年1月からスタートするけんぽアプリを、「加入者4,000万人とつながるプラットフォーム」としていくために、バージョン0リリース後アプリの安定運用を図るとともに次のバージョンアップに向けて、利用者の声や得られたデータを検証しながら、加入者目線に立った検討・取組を進めていく。 <p>【重要度：高】</p> <p>マイナ保険証は、過去の診療情報や薬剤情報、特定健診結果などが医師・薬剤師において把握できるなどより良い医療につながるとともに、医療従事者の負担軽減にも貢献できる医療 DX の基礎となるものであり、加入者にそうしたメリットを伝えてマイナ保険証の利用を促進していくことは保険者とし</p>	<p>Ⅲ） DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進</p> <p>i) マイナ保険証による保険診療の周知徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療 DX の基盤であるマイナ保険証について、加入者・事業主にマイナ保険証の制度の概要やメリットなどの広報を行う。 ・ 「電子処方箋」については、重複投薬の防止など、良質かつ効率的な医療の提供に繋がることから、加入者・事業主にその意義を理解いただけるよう、様々な広報媒体を活用し、周知する。 <p>ii) 電子申請等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加入者の利便性の向上や負担軽減の観点から、2026（令和8）年1月にスタートした電子申請について、利用率向上のため加入者・事業主及び関係団体等に対して積極的な広報を行う。特に、健康保険委員及び社会保険労務士会については、利用率向上に大きく貢献することから、より一層の働きかけを強化する。 <p>iii) DX を活用した事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和8年1月からスタートするけんぽアプリを、「加入者4,000万人とつながるプラットフォーム」としていくために、バージョン0リリース後電子申請と併せ周知していく。 <p>【重要度：高】</p> <p>マイナ保険証は、過去の診療情報や薬剤情報、特定健診結果などが医師・薬剤師において把握できるなどより良い医療につながるとともに、医療従事者の負担軽減にも貢献できる医療 DX の基礎となるものであり、加入者にそうしたメリットを伝えてマイナ保険証の利用を促進していくことは保険者とし</p>	<p>Ⅲ） DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進</p> <p>i) オンライン資格確認等システムの周知徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療 DX の基盤であるオンライン資格確認等システムについて、制度の概要やメリットを加入者・事業主に周知する。 <p>特に、2023（令和5）年1月より運用が開始された「電子処方箋」については、重複投薬の防止など、良質かつ効率的な医療の提供に繋がることから、加入者・事業主にその意義を理解いただけるよう、様々な広報媒体を活用し、周知する。</p> <p>ii) マイナンバーカードと健康保険証の一体化への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2025（令和7）年12月1日に従来の健康保険証が使用可能な経過措置期間が終了することに伴い、より一層のマイナ保険証の利用を推進するとともに、制度に係る広報や資格確認書・資格情報のお知らせ等を遅延なく、円滑な発行等に取り組む。 <p>特に、経過措置が終了しても、全ての加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、マイナ保険証利用の登録をしていない加入者に対して、経過措置期間終了前に資格確認書を発行する。</p> <p>iii) 電子申請等の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2026（令和8）年1月の電子申請等の導入に向けて、加入者や事業主が正確な知識のもと安心して利用できるよう、事業主・加入者に対して幅広く広報を行う。 <p>【重要度：高】</p> <p>2025（令和7）年12月1日に従来の健康保険証が使用可能な経過措置期間が満了することから、マイナ保険証の利用促進を進めつつ、円滑に資格確認書を発行し、安心して医療機関等へ受診できる環境を整備しなければならない。また、デジタル・ガバメント実行計画により2025（令和</p>

令和8年度（本部案）	令和8年度（山梨支部）	令和7年度（山梨支部）
て力を入れて取り組む必要がある。また、電子申請については、加入者の利便性向上や申請書の誤記入の減少など業務効率化に大きく寄与するものであり、利用を促していくことは重要度が高い。加えて、けんぽアプリについては、段階的な機能充実を着実に進めていくことで、加入者4,000万人一人ひとりに直接届くサービスや情報提供につながるため、重要度が高い。	て力を入れて取り組む必要がある。また、電子申請については、加入者の利便性向上や申請書の誤記入の減少など業務効率化に大きく寄与するものであり、利用を促していくことは重要度が高い。加えて、けんぽアプリについては、段階的な機能充実を着実に進めていくことで、加入者4,000万人一人ひとりに直接届くサービスや情報提供につながるため、重要度が高い。	7) 年度末までの電子申請導入が求められていることから、システム構築と申請受付を確実に実行しなければならず、重要度が高い。 【困難度：高】 経過措置期間が終了し、健康保険証が使えなくなるという大きな変換期を迎えて、加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、新たに発生する資格確認書・資格情報のお知らせの発行等の業務を着実かつ円滑に行う必要がある。加えて、マイナ保険証利用推進は、保険者の取組のみならず、医療機関や薬局、国等の取組が必要であり、関係者が一体となって進めていく必要があることから、困難度が高い。

令和8年度（本部案）	令和8年度（山梨支部）	令和7年度（山梨支部）
<p>2.戦略的保険者機能の一層の発揮</p> <p>I) データ分析に基づく事業実施</p> <p>①本部・支部における医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療費適正化等に向けたデータ分析に基づく事業及び情報発信を実施するため、本部と支部において連携を強化し、医療費・健診データ等を活用して地域差等の分析を行う。 ・支部は、地域差等の特徴や課題を把握するため、本部から提供されたデータ及び情報系システムから抽出したデータ等を用い、「顔の見える地域ネットワーク」も活用した事業を実施する。分析に際しては、分析の精度を高めるため、必要に応じて地元大学等の有識者からの助言の活用や共同分析等を行う。 ・複数の近隣支部の分析担当者による「ブロック別分析体制」を構築し、ブロックで課題やスキル・知識及び取組を共有し各担当者の能力の底上げを図るとともに、担当者が分担・協力して設定した課題や各支部固有の課題に対する分析を実施、実践に生かす。 ・本部・支部における調査研究・分析の成果を内外に広く情報発信するため、「調査研究フォーラム」を開催するとともに、調査研究報告書の発行及び各種学会での発表を行う。 <p>【重要度：高】 調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。</p> <p>②外部有識者を活用した調査研究成果の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会が保有している医療費・健診データ等について、居住 	<p>2.戦略的保険者機能の一層の発揮</p> <p>I) データ分析に基づく事業実施</p> <p>①支部における医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療費適正化等に向けたデータ分析に基づく事業及び情報発信を実施するため、本部と連携を強化し、医療費・健診データ等を活用して地域差等の分析を行う。 ・本部から提供されたデータ及び情報系システムから抽出したデータ等を用い、「顔の見える地域ネットワーク」も活用した事業を実施する。 ・複数の近隣支部の分析担当者による「ブロック別分析体制」を活用し、ブロックで課題やスキル・知識及び取組を共有し各担当者の能力の底上げを図るとともに、担当者が分担・協力して設定した課題や各支部固有の課題に対する分析を実施、実践に生かす。 <p>【重要度：高】 調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。</p>	<p>2. 戦略的保険者機能の一層の発揮</p> <p>I) データ分析に基づく事業実施</p> <p>①支部における医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療費適正化等に向けたデータ分析に基づく事業及び情報発信を実施するため、本部と連携し、医療費・健診データ等を活用して地域差等の分析を行う。 ・本部から提供されたデータ及び情報系システムから抽出したデータ等を用い、「顔の見える地域ネットワーク」も活用した事業を実施する。 ・データ分析に基づく事業の実施等を推進するため、統計分析研修への参加や本部との連携強化に加え、支部間の情報交換や事例共有を通じて人材育成に取り組み、職員の分析能力の更なる向上を図る。 <p>【重要度：高】 調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】 医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の</p>

令和8年度（本部案）	令和8年度（山梨支部）	令和7年度（山梨支部）
<p>地・業態等別の分析が可能という優位性を活かして外部有識者の知見を活用した調査研究を実施する。外部有識者が行う調査研究の円滑な実施のため、研究への助言等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該研究成果等を踏まえ、国への政策提言及びパイロット事業等を通じ、協会が実施する取組の改善や新たな事業の実施に向けた検討を進める（ガイドラインの策定等）。 <p>【重要度：高】 調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。</p> <p>II）健康づくり ①保健事業の一層の推進 i) 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組 ・「特定健診・特定保健指導の推進」「重症化予防の対策」「コラボヘルスの取組」を柱とし、支部ごとに策定する第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）について、各年度の取組を着実に実施する。その際には、「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」のほか、情報系システム等の分析ツールを用いてPDCAサイクルを回し、取組の実効性を高める。 ・なお、6か年間計画である第3期保健事業実施計画の前半最後の年度であることから、終了時点（令和11年度末）で6年後に達成する目標（健康課題を踏まえた検査値等の改善目標）を確実に達成できるよう中間評価を行い、後半期（令和9～11年）の実行計画をより実</p>	<p>II）健康づくり</p> <p>① 保健事業の一層の推進</p> <p>i) 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 「特定健診・特定保健指導の推進」「重症化予防の対策」「コラボヘルスの取組」を柱とし、第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）について、各年度の取組を着実に実施する。その際には、「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」のほか、情報系システム等の分析ツールを用いてPDCAサイクルを回し、取組の実効性を高める。 なお、6か年計画である第3期保健事業実施計画の前半最後の年度であることから、終了時点（令和11年度末）で6年後に達成する目標（血压リスク保有率3%減〔2022（令和4）年度 50.3% → 2029（令和11）年度 47.3%〕）を確実に達成できるよう中間評価を行 	<p>II）健康づくり</p> <p>① 保健事業の一層の推進</p> <p>i) 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 「特定健診・特定保健指導の推進」「重症化予防の対策」「コラボヘルスの取組」を柱とし、第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）について、各年度の取組を着実に実施する。その際には、「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」のほか、情報系システム等の分析ツールを用いてPDCAサイクルを回し、取組の実効性を高める。 データヘルス計画の上位目標については、「血压リスク保有率3%減〔2022（令和4）年度 50.3% → 2029（令和11）年度 47.3%〕」とする。 <p>特徴を把握するには、統計・データ分析に関する知識が求められる。また、外部有識者の知見等について、協会の事業へ適切に反映させるためには、外部有識者と医療・保健等に関する専門的な議論も必要となることから困難度が高い。</p>

令和8年度（本部案）	令和8年度（山梨支部）	令和7年度（山梨支部）
<p>効性の高い計画とする。</p> <p>ii) 保健事業の充実・強化に向けた基盤整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保健師及び管理栄養士を中心とした人材の更なる資質向上を図るため、支部保健師に対し、全国研修やブロック単位による研修を充実させる。 ・ 併せて、専門職以外の保健事業に携わる職員の研修内容の充実を図るとともに、保健グループ長等に対する研修を実施する。 ・ 契約保健師及び管理栄養士が担うべき新たな役割を踏まえて、特定保健指導はもとより、支部の実情に応じて必要な保健事業の取組を進める。 ・ 地域の実情に応じて、地方自治体や教育委員会等と連携しつつ、SDGs の視点を踏まえ、支部におけるノウハウ等も共有し、小学生等への健康教育に取り組む。 <p>②特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけことで、効率的・効果的な受診勧奨を実施する。また、実施率が大きく向上している支部の取組や他保険者の事例を収集し、効果的な取組を各支部に展開することで、実施率の向上に努める。 ・ 被保険者に対する生活習慣病予防健診（特定健診の項目にがん検診の項目等を加えたもの）について、20・25・30 歳の若年者への対象拡大に加え、人間ドック健診の創設も踏まえ、「顔の見える地域ネットワーク」を活用した受診勧奨等の取組を推進する。また、人間ドック健診の創設を契機として、健診機関数の拡大や各健診機関における協会加入者の受け入れ拡大に向けた働きかけも促進する。 	<p>い、後半期（令和9～11年）の実行計画をより実効性の高い計画とする。</p> <p>ii) 保健事業の充実・強化に向けた基盤整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保健師及び管理栄養士を中心とした人材の更なる資質向上を図るため、本部が開催する全国研修やブロック単位による研修に参加する。 ・ 併せて、本部による保健グループ長等に対する研修に参加する。 ・ 契約保健師及び管理栄養士が担うべき新たな役割を踏まえて、特定保健指導はもとより、支部の実情に応じて必要な保健事業の取組を進める。 ・ 地方自治体や教育委員会等と連携しつつ、SDGs の視点を踏まえ、支部におけるノウハウ等も共有し、小学生等への健康教育について検討する。 <p>②特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上（生活習慣病予防健診）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託健診機関のない地域を中心に、生活習慣病予防健診が実施できる医療機関と契約締結を図る。 ・ 市町村や商工会、健診機関等と連携し、受診受入人数が不足している地域を中心に、生活習慣病予防健診を受診できる機会を増やす。 ・ 令和7年度に生活習慣病予防健診を受診していない被保険者のうち、節目健診の対象者に対し、個別に受診勧奨を実施する。 ・ コラボヘルスエントリー事業所について、健診受診率100%となるよう「事業所カルテ」等を利用し受診勧奨を行う。 ・ 令和8年度から「人間ドックに対する補助」、「若年層を対象とした健診」、「生活習慣病予防健診の項目等の見直し」 	<p>ii) 保健事業の充実・強化に向けた基盤整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保健師及び管理栄養士を中心とした人材の更なる資質向上を図るため、本部が開催する全国研修やブロック単位による研修に参加する。 ・ 併せて、本部による保健グループ長に対する研修に参加する。 ・ 地方自治体や教育委員会等と連携し、SDGs の視点も踏まえた小学生等への健康教育について検討する。 <p>②特定健診受診率・事業者健診データ取得率等の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけことで、効率的・効果的な受診勧奨を実施する。 （生活習慣病予防健診） ・ 委託健診機関のない地域を中心に、生活習慣病予防健診が実施できる医療機関と契約締結を図る。 ・ 2023（令和5）年度からの自己負担の軽減に加え、2024（令和6）年度からの付加健診の対象年齢拡大に関する広報を積極的に行うとともに、関係団体と連携し受診勧奨等の取組を行い、受診率の向上を図る。 ・ 市町村や商工会、健診機関等と連携し、受診受入人数が不足している地域を中心に、生活習慣病予防健診を受診できる機会を増やす。

令和8年度（本部案）	令和8年度（山梨支部）	令和7年度（山梨支部）
<ul style="list-style-type: none"> 被扶養者に対する特定健診について、実施率の向上を図るため、市区町村との協定締結を進めるなど連携を推進し、がん検診との同時実施等の拡大を進めるとともに、骨粗鬆症及びその予備群を早期に発見するための「骨粗鬆症検診」、歯科疾患の早期発見・重症化予防を図るための「歯科検診」、緑内障等失明に繋がる重大な病気の早期発見のための「眼底検査」を集団健診時のオプション健診を活用し、予防の重要性に関する啓発を広く進める。 事業者健診データの取得について、電子カルテ情報共有サービスを活用した事業者健診データの取得を推進するとともに、事業主・健診機関・協会（3者間）での提供・運用スキームのもとで、40歳未満も含めた事業者健診データが健診機関を通じて確実に提供されるよう、関係団体等と連携し、事業主へのアプローチを強化する。 健診体系の見直しとして2027（令和9）年度に実施する、被扶養者を対象とした生活習慣病予防健診及び人間ドック健診等について、円滑に実施できるよう準備を進める。 	<p>に関する広報を積極的に行うとともに、関係団体と連携し受診勧奨等の取組を行い、受診率の向上を図る。また、人間ドック健診の創設を契機として、健診機関数の拡大や各健診機関における協会加入者の受け入れ拡大に向けた働きかけも促進する。</p> <p>（事業者健診データ）</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者健診データの取得について、電子カルテ情報共有サービスを活用した事業者健診データの取得を推進するとともに、事業主・健診機関・協会（3者間）での提供・運用スキームのもとで、40歳未満も含めた事業者健診データが健診機関を通じて確実に提供されるよう、関係団体等と連携した円滑な運用を図る。 事業者健診データ作成業務契約ができていない健診機関での受診分について、結果票・問診票（写）の取得を外部委託するとともに、電子媒体作成を外部委託することで業務の効率化を図る。事業所へ取得勧奨する際には、山梨労働局と連名の依頼文を送付する。 提供依頼書を取得している事業所分について、健診機関に対し早期に対象者データを送付することで、早期かつ確実なデータ取得を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 過去3年間一度も生活習慣病予防健診を受診していない被保険者のうち、付加健診の対象者に対し、個別に受診勧奨を実施する。 ・コラボヘルスエントリー事業所について、健診受診率100%となるよう「事業所カルテ」等を利用して受診勧奨を行う。 <p>（事業者健診データ）</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者健診データの取得について、2025（令和7）年度から開始される電子カルテ情報共有サービスを活用した事業者健診データの取得を推進するとともに、事業主・健診機関・協会（3者間）での提供・運用スキームのもとで、40歳未満も含めた事業者健診データが健診機関を通じて確実に提供されるよう、関係団体等と連携し、事業主へのアプローチを強化する。 提供依頼書未取得の事業所に対しては、提供依頼書の取得、また提供依頼書取得済事業所のうち健診機関から結果データの提供ができない事業所に対しては、紙媒体の結果票の提供依頼及びデータ作成について外部委託を実施しデータ取得の増加を図る。 事業者健診データの取得促進に向けて、事業主に対し山梨労働局と連名の依頼文を送付するとともに山梨県産業安全衛生大会等で依頼文の配布を行う。 提供依頼書を取得している事業所分について、健診機関に対し早期に対象者データを送付することで、早期かつ確実なデータ取得を図る。 健診体系の見直しとして2026（令和8）年度以降順次実施する、被保険者及び被扶養者を対象とした人間ドック健診等について、円滑に実施できるよう準備を進める。

令和8年度（本部案）	令和8年度（山梨支部）	令和7年度（山梨支部）
<p>【重要度：高】 健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029（令和11）年度の目標値（70%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】 協会の加入事業所は、被保険者数9人以下の中小企業が8割を超えており、1事業所当たりの特定健診対象者が少ないと加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定健診の受診に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。</p>	<p>（特定健康診査 被扶養者）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オプショナル測定等を利用した特定健診について、商業施設等での実施は、実施会場・回数を見直すこと、また健診推進経費の活用により、受診者数の更なる増加を図る。また、令和7年度に実施したホテル等での健診を、更に充実したものとして実施する。 ・次年度から特定健康診査の対象となる方（39歳）に対し、ナッジ理論等を活用した特定健診の受診勧奨を行い、受診行動につなげていく。 ・市町村における「がん検診」との同時受診等を推進し、実施率の向上を図る。 <p>【重要度：高】 健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029（令和11）年度の目標値（70%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】 協会の加入事業所は、被保険者数9人以下の中小企業が8割を超えており、1事業所当たりの特定健診対象者が少ないと加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定健診の受診に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。</p>	<p>（特定健康診査 被扶養者）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オプショナル測定等を利用した特定健診について、商業施設等での実施会場・回数を見直すこと、またホテル等での魅力ある健診を新たに実施することにより、受診行動につなげていく。商業施設での健診実施機関へは健診推進経費を活用することにより、受診者数増加を図る。 ・次年度から特定健康診査の対象となる方（39歳）に対し、ナッジ理論等を活用した特定健診の受診勧奨を行い、受診行動につなげていく。 ・市町村における「がん検診」との同時実施等を推進し、実施率の向上を図るとともに、「骨粗鬆症検診」、「歯科検診」、「眼底検査」を集団健診時のオプションとして活用し、予防の重要性に関する啓発を広く進める。 <p>【重要度：高】 健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029（令和11）年度の目標値（70%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】 協会の加入事業所は、被保険者数9人以下の中小企業が8割を超えており、1事業所当たりの特定健診対象者が少ないと加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定健診の受診に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。</p>

令和8年度（本部案）	令和8年度（山梨支部）	令和7年度（山梨支部）
<p>■ KPI :</p> <p>1) 健診実施者数（事業者健診データ取得者数を含む）を対前年度以上とする</p> <p>2) 生活習慣病予防健診実施率を64.8%以上とする</p> <p>3) 事業者健診データ取得率を9.2%以上とする</p> <p>4) 被扶養者の特定健診実施率を32.9%以上とする</p> <p>③特定保健指導実施率及び質の向上</p> <p>i) 特定保健指導実施率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2022（令和4）年度に策定した標準モデルに沿った特定保健指導の利用案内（指導機会の確保を含む）の徹底を図る。 ・健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけことで、効率的・効果的な利用勧奨を実施する。 ・人間ドック健診の創設をはじめとした健診体系の見直しを契機とし、特定保健指導実施率が高い健診機関における創意工夫を記載した事例集等を活用し、特定保健指導の一層の実施率向上や健診機関の拡大を図る。 ・質を確保しつつ外部委託の更なる推進を図り、健診・保健指導を一貫して実施できるよう、健診当日の初回面談の実施をより一層推進するとともに、特定保健指導の早期実施に向けて、健康意識が高まる健診当日の働きかけを拡充 	<p>■被保険者（40歳以上）（実施対象者数：107,745人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診実施率 77.7%以上（実施見込者数：83,718人） ・事業者健診データ取得率 3.6%以上（取得見込者数：3,879人） <p>■被扶養者（実施対象者数：24,235人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査実施率 43.6%以上（実施見込者数：10,567人） <p>■ KPI :</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 生活習慣病予防健診実施率を77.7%以上とする 2) 事業者健診データ取得率を3.6%以上とする 3) 被扶養者の特定健診実施率を43.6%以上とする <p>③ 特定保健指導実施率及び質の向上</p> <p>i) 特定保健指導実施率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2022（令和4）年度に策定した標準モデルに沿った特定保健指導の利用案内（指導機会の確保を含む）の徹底を図る。 ・健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけことで、効率的・効果的な利用勧奨を実施する。 ・人間ドック健診の創設をはじめとした健診体系の見直しを契機とし、特定保健指導実施率が高い健診機関における創意工夫を記載した事例集等を活用し、特定保健指導の一層の実施率向上や健診機関の拡大を図る。 ・質を確保しつつ外部委託の更なる推進を図り、健診・保健指導を一貫して実施できるよう、健診機関に対して健診当日の初回面談の実施をより一層推進するとともに、特定保健指導の早期実施に向けて、健診意識が高まる健診当日の働きかけを拡充 	<p>■被保険者（40歳以上）（実施対象者数：105,326人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率 77.7%（実施見込者数：81,838人） ・事業者健診データ 取得率 3.6%（取得見込者数：3,792人） <p>■被扶養者（実施対象者数：24,699人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率 43.3%（実施見込者数：10,695人） <p>■ KPI :</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 生活習慣病予防健診実施率を77.7%以上とする 2) 事業者健診データ取得率を3.6%以上とする 3) 被扶養者の特定健診実施率を43.3%以上とする <p>③ 特定保健指導実施率及び質の向上</p> <p>i) 特定保健指導実施率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2022（令和4）年度に策定した標準モデルに沿った特定保健指導の利用案内（指導機会の確保を含む）の徹底を図る。 ・健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけことで、効率的・効果的な利用勧奨を実施する。 ・特定保健指導実施率が高い事業所の職場環境整備に関する創意工夫を記載した事例集等を活用し、経年的に特定保健指導の利用がない事業所に対する情報提供を実施する等、加入者や事業主に対し、様々な機会を通じて特定保健指導を利用することの重要性について周知広報を行う。 ・質を確保しつつ外部委託の更なる推進を図り、健診・保健指導を一貫して実施できるよう、健診機関に対して健診当日の初回面談の実施をより一層推進する。

令和8年度（本部案）	令和8年度（山梨支部）	令和7年度（山梨支部）
<p>する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 特に、人間ドック健診において健診当日に特定保健指導の対象に該当した者については、着実に特定保健指導の実施に繋げる。 遠隔面談等のICTを活用する等、特定保健指導を実施しやすい環境づくりを推進し、対象者の利便性の向上を図る。 	<p>働きかけを拡充する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 特に、人間ドック健診において健診当日に特定保健指導の対象に該当した者については、着実に特定保健指導の実施に繋げるよう、人間ドック健診契約機関の特定保健指導の実施状況の把握を行い、必要に応じて勧奨を行う。 保健指導の契約及び健診当日指導が難しいバス検診を実施している健診機関に対し、健診当日遠隔分割面談の実施に向けた契約を推進する。 遠隔面談等のICTを活用した特定保健指導を促進する等、特定保健指導を実施しやすい環境づくりを推進し、対象者の利便性の向上を図る。 被扶養者を対象としたホテル等での健診実施日に、健診機関や外部委託機関と連携して特定保健指導を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 保健指導の契約及び健診当日指導が難しいバス検診を実施している健診機関に対し、健診当日遠隔分割面談の実施に向けた契約を推進する。 遠隔面談等のICTを活用した特定保健指導を促進する等、特定保健指導を実施しやすい環境づくりを推進し、対象者の利便性の向上を図る。 被扶養者を対象とした商業施設等での健診実施日に、健診機関と連携して特定保健指導を行う。
<p>ii) 特定保健指導の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 第4期の特定保健指導における「評価体系の見直し」（特定保健指導の実績評価にアウトカム指標が導入され、主要達成目標を「腹囲2cm・体重2kg減」とし、生活習慣病予防につながる行動変容や「腹囲1cm・体重1kg減」をその他目標として設定する）に基づく成果を重視した特定保健指導を推進するとともに、特定保健指導の成果の見える化を図る。 	<p>ii) 特定保健指導の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 第4期の特定保健指導における「評価体系の見直し」（特定保健指導の実績評価にアウトカム指標が導入され、主要達成目標を「腹囲2cm・体重2kg減」とし、生活習慣病予防につながる行動変容や「腹囲1cm・体重1kg減」をその他目標として設定する）に基づく成果を重視した特定保健指導を推進するため、委託先を含む専門職のスキルアップを目的とした研修を計画的に実施するとともに、特定保健指導の成果の見える化を図る。 外部委託によるICTや公休日等の面談対応を組み合わせた保健指導の更なる拡大により、特定保健指導対象者の利便性の向上を図る。 特定保健指導の中断率や特定保健指導対象者の減少率の改善のため、継続支援の外部委託を継続する。 初回中断率の改善及び対象者のニーズに合わせたより質の高い保健指導のために、支部内研修等を通じて協会保健師・管理栄養士のスキルアップを図る。 	<p>ii) 特定保健指導の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 第4期の特定保健指導における「評価体系の見直し」に基づく成果を重視した特定保健指導を推進するため、委託先を含む専門職のスキルアップを目的とした研修を計画的に実施するとともに、特定保健指導の成果の見える化を図る。 外部委託によるICTを組み合わせた保健指導の更なる拡大により、特定保健指導対象者の利便性の向上を図る。 特定保健指導の中断率や特定保健指導対象者の減少率の改善のため、継続支援の外部委託を継続する。 初回中断率の改善及び対象者のニーズに合わせたより質の高い保健指導のために、支部内研修等を通じて協会保健師・管理栄養士のスキルアップを図る。

令和8年度（本部案）	令和8年度（山梨支部）	令和7年度（山梨支部）
<p>【重要度：高】 特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029（令和11）年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】 協会の加入事業所は、被保険者数9人以下の中小企業が8割を超えており、1事業所当たりの特定保健指導の対象者が少ないと加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定保健指導の実施に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。</p> <p>■ KPI：</p> <ol style="list-style-type: none"> 特定保健指導実績評価者数を対前年度以上とする 被保険者の特定保健指導実施率を27.1%以上とする 被扶養者の特定保健指導実施率を20.7%以上とする 	<p>【重要度：高】 特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029（令和11）年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】 協会の加入事業所は、被保険者数9人以下の中小企業が8割を超えており、1事業所当たりの特定保健指導の対象者が少ないと加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定保健指導の実施に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 被保険者（特定保健指導対象者数：16,074人） <ul style="list-style-type: none"> 特定保健指導実施率 34.3%以上（実施見込者数：5,513人） ■ 被扶養者（特定保健指導対象者数：866人） <ul style="list-style-type: none"> 特定保健指導実施率 16.1%以上（実施見込者数：139人） <p>■ KPI：</p> <ol style="list-style-type: none"> 被保険者の特定保健指導実施率を34.3%以上とする 被扶養者の特定保健指導実施率を16.1%以上とする 	<p>【重要度：高】 特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029（令和11）年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】 協会の加入事業所は、被保険者数9人以下の中小企業が8割を超えており、1事業所当たりの特定保健指導の対象者が少ないと加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定保健指導の実施に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 被保険者（特定保健指導対象者数：16,612人） <ul style="list-style-type: none"> 特定保健指導実施率 29.6%（実施見込者数：4,917人） ■ 被扶養者（特定保健指導対象者数：920人） <ul style="list-style-type: none"> 特定保健指導実施率 15.0%（実施見込者数：138人） <p>■ KPI：</p> <ol style="list-style-type: none"> 被保険者の特定保健指導実施率を29.6%以上とする 被扶養者の特定保健指導実施率を15.0%以上とする

令和8年度（本部案）	令和8年度（山梨支部）	令和7年度（山梨支部）
<p>④重症化予防対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 血圧、血糖、脂質等に着目した未治療者への受診勧奨を着実に実施する。 ・ 要精密検査・要治療と判断された者に対して、早期に医療機関への受診を促す効果的な取組方法についての整理を行う。 ・ 胸部エックス線の検査項目において要精密検査・要治療と判断されながら、医療機関への受診が確認できない者に対する受診勧奨を実施するとともに、他のがん検査項目における受診勧奨についても、実施に向けて検討を行う。 ・ 従業員が治療を放置するリスクへの認識を深めるため、事業主に対し、関係団体や労働局等との連携を通じて意識の醸成を図る。 ・ 糖尿病性腎症重症化予防事業について、これまでの取組効果等を踏まえ、引き続き、かかりつけ医等と連携した取組を実施する。 <p>【重要度：高】</p> <p>要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から重要度が高い。</p> <p>■ KPI：</p> <p>血圧、血糖、脂質の未治療者において健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合（※）を対前年度以上とする （※）胸部エックス線の検査項目に基づく受診勧奨における医療機関受診率を除く</p>	<p>④ 重症化予防対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 血圧、血糖、脂質、胸部エックス線の検査項目等に着目した未治療者への受診勧奨を着実に実施する。 ・ 血圧値が受診勧奨域の対象者に対し、協力意向のある健診機関による0次勧奨（パンフレット手交）を行う。また、健診会場へのポスター掲示により高血圧リスクについて周知を図る。 ・ 血圧、血糖、脂質等に着目した未治療者への支部による二次勧奨として、外部への委託による文書勧奨と契約保健師による支部からの電話勧奨を組み合わせ、効果的に実施する。 ・ 未治療者に対して特定保健指導等の機会を活用し、早期受診の重要性について周知徹底を図る。 ・ 従業員が治療を放置するリスクについて、事業主及び担当者の理解を深めるため、関係団体等との連携を通じて意識の醸成を図る。 ・ 糖尿病重症化予防事業について、山梨県のマニュアルに基づきこれまでの取組効果等を踏まえ、引き続き、かかりつけ医等と連携した取組を実施する。 <p>【重要度：高】</p> <p>要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から重要度が高い。</p> <p>■ KPI：</p> <p>血圧、血糖、脂質の未治療者において健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合（※）を対前年度以上とする （※）胸部エックス線の検査項目に基づく受診勧奨における医療機関受診率を除く</p>	<p>④ 重症化予防対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 血圧値が受診勧奨域の対象者に対し、協力意向のある健診機関による0次勧奨（パンフレット手交）を行う。また、健診会場へのポスター掲示により高血圧リスクについて周知を図る。 ・ 血圧、血糖、脂質等に着目した未治療者への支部による二次勧奨として、外部専門機関への委託による文書勧奨と協会保健師による支部からの電話勧奨を組み合わせ、着実に実施する。 ・ 未治療者に対して特定保健指導等の機会を活用し、早期受診の重要性について周知徹底を図る。 ・ 従業員が治療を放置するリスクについて、事業主及び担当者の理解を深めるため、関係団体等との連携を通じて意識の醸成を図る。 ・ 糖尿病性腎症重症化予防事業について、改定される山梨県のマニュアルに基づきこれまでの取組の効果を検証し、引き続き、かかりつけ医等と連携した取組を効果的に実施する。 <p>【重要度：高】</p> <p>要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から重要度が高い。</p> <p>■ KPI：</p> <p>血圧、血糖、脂質の未治療者において健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合（※）を対前年度以上とする （※）2025（令和7）年度から開始する胸部エックス線検査に基づく受診勧奨における医療機関受診率を除く</p>

令和8年度（本部案）	令和8年度（山梨支部）	令和7年度（山梨支部）
<p>⑤ コラボヘルスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康宣言について、健康宣言事業所（以下「宣言事業所」という。）数の拡大とともに、宣言事業所における健康づくりの取組の質を担保するため、プロセス及びコンテンツの標準化（事業所カルテの活用及び健診受診率・特定保健指導実施率の目標値設定等の必須化）を図り、事業主と連携した加入者の健康づくりを推進する。 ・ 地方自治体等と連携した取組について、都道府県や市区町村の健康増進計画等も踏まえ推進する。 ・ 中小企業における健康づくりを推進するため、商工会議所等との協定締結を進めるとともに連携した取組を推進し、健康づくりの取組の充実を図る。 ・ 若年期から高齢期までの生涯を通じた加入者の健康増進を見据え、40歳未満も含めた医療費・健診データの分析に基づく地域や業態、年代別などの健康課題（喫煙や運動、睡眠や女性の健康など）に着目した実効性のあるポピュレーションアプローチ等を検討・実施する。 ・ メンタルヘルス対策について、産業保健総合支援センター等と連携し、セミナーや出前講座等の取組を全支部において積極的に実施する。 <p>【重要度：高】</p> <p>超高齢社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示されている。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を15万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。</p>	<p>⑤ コラボヘルスの推進 (健康宣言事業所数の拡大)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 未宣言事業所や業界団体などに、文書や電話による勧奨を行う。 ・ 山梨県の健康経営認定制度（やまなし健康経営優良企業認定事業）と連携して広報やセミナーを行う。 <p>(健康宣言事業所に対するフォローアップ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康情報誌や本部が提供する事業所健康度診断シート「事業所カルテ」等の配布やオンライン等を活用した健康づくりセミナーを開催するなど、健康宣言事業所に対するフォローアップの強化を図り、事業所の健康づくり（身体活動、運動、食生活・栄養等）の推進をサポートする。 ・ メンタルヘルス対策について、産業保健総合支援センター等と連携し、セミナーや出前講座等の取組を積極的に実施する。 <p>【重要度：高】</p> <p>超高齢社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示されている。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を15万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。</p>	<p>⑤ コラボヘルスの推進 (健康宣言事業所数の拡大)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康保険委員会委嘱事業所や業界団体などに、文書や電話による勧奨を行う。 ・ 山梨県の健康経営認定制度（やまなし健康経営優良企業認定事業）と連携して広報やセミナーを行う。 ・ 中小企業における健康づくりを推進するため、商工会議所等との協定締結を進めるとともに連携した取組を推進し、健康づくりの取組の充実を図る。 <p>(健康宣言事業所に対するフォローアップ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康情報誌や本部が提供する事業所健康度診断シート「事業所カルテ」等の配布やオンライン等を活用した健康づくりセミナーを開催するなど、健康宣言事業所に対するフォローアップの強化を図り、事業所の健康づくり（身体活動、運動、食生活・栄養、メンタルヘルス予防対策等）の推進をサポートする。 ・ メンタルヘルス対策について、産業保健総合支援センター等と連携した取組を積極的に実施し、事業所における取組の底上げを図る。 <p>【重要度：高】</p> <p>超高齢社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示されている。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を15万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。</p>

令和8年度（本部案）	令和8年度（山梨支部）	令和7年度（山梨支部）
<p>■ KPI :</p> <p>健康宣言事業所数を 110,000 事業所（※）以上とする (※) 標準化された健康宣言の事業所数</p> <p>Ⅲ) 医療費適正化</p> <p>① 医療資源の適正使用</p> <p>i) ジェネリック医薬品の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 協会のジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）は、2025（令和7）年3月診療分で89.1%と、80%以上の水準まで達している。協会全体でこの水準を維持・向上できるよう、引き続き、データ分析に基づき重点的に取り組む地域や年齢層を明確にした上で、地域の実情に応じた一層の使用促進に取り組む。また、ジェネリック医薬品の金額ベースの使用割合向上に向けて、データ分析による課題把握を行った上で更なる使用促進を図る。 加入者にジェネリック医薬品について正確に理解いただけるよう、広報等に取り組む。 医療機関や地域ごとに策定する医薬品の使用指針であるフォーミュラリについて、その導入状況等を踏まえ、地域の実情に応じてデータを活用した関係者への働きかけに取り組む。 	<p>■ KPI :</p> <p>健康宣言事業所数を 1,320 事業所（※）以上とする (※) 標準化された健康宣言の事業所数</p> <p>Ⅲ) 医療費適正化</p> <p>① 医療資源の適正使用</p> <p>i) ジェネリック医薬品の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 山梨支部のジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）は、2025（令和7）年3月診療分で88.8%と、80%以上の水準まで達している。この水準を維持・向上できるよう、引き続き、データ分析に基づき重点的に取り組む地域や年齢層を明確にした上で、地域の実情に応じた一層の使用促進に取り組む。また、ジェネリック医薬品の金額ベースの使用割合向上に向けて、データ分析による課題把握を行った上で更なる使用促進を図る。 加入者にジェネリック医薬品について正確に理解いただけるよう、広報等に取り組む。 医療機関や地域ごとに策定する医薬品の使用指針であるフォーミュラリについて、その導入状況等を踏まえ、地域の実情に応じてデータを活用した関係者への働きかけに取り組む。 	<p>■ KPI :</p> <p>健康宣言事業所数を 1,150 事業所以上（※）とする。 (※) 標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数</p> <p>Ⅲ) 医療費適正化</p> <p>① 医療資源の適正使用</p> <p>i) ジェネリック医薬品の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 山梨支部のジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）は、2024（令和6）年3月診療分で82.8%と、80%以上の水準まで達している。この水準を維持・向上できるよう、データ分析に基づき重点的に取り組む地域や年齢層を明確にした上で、それぞれの課題に応じた取組を行う。また、ジェネリック医薬品の金額ベースの使用割合の数値目標が国から示されたことを踏まえつつ、更なる使用促進を図る。 加入者にジェネリック医薬品について正確に理解いただけるよう、広報等に取り組む。 医療機関や地域ごとに策定する医薬品の使用指針であるフォーミュラリについて、山梨県内の状況等の調査や情報収集等を行う。 保険者協議会を通じて他保険者と情報を共有し、山梨県、市町村、関係団体との連携による広報を実施し、山梨県全体の使用促進を図る。 研修会での広報物配布、施設での広報物備付け、公用車へのPR用マグネットシール貼付等、あらゆる場を広報活動に活用する。 ジェネリック医薬品の安全性の確保について、業界団体等の動向に注意し、本部からの情報提供や指示に基づき適切な広報に努める。

令和8年度（本部案）	令和8年度（山梨支部）	令和7年度（山梨支部）
<p>ii) バイオシミラー（バイオ後続品）の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の方針（※ 1）を踏まえ、バイオシミラーの使用促進を図るため、医療費データをもとに、地域や医療機関別などの複数の分析軸でバイオシミラー使用状況を分析し、その分析結果をもとに医療機関や関係団体への働きかけを行う。 (※ 1)「2029（令和 11）年度末までに、バイオシミラーに 80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の 60%以上にすることを目指す」 <p>iii) 上手な医療のかかり方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療資源の適正使用の観点から、かかりつけ医・かかりつけ薬局を持つことの意義、時間外受診・はしご受診の問題点、セルフメディケーションの推進やリフィル処方箋の仕組みについて、加入者への周知・啓発を図る。 ・ ポリファーマシー（多剤服用の有害事象）、抗菌薬の適正使用及び医療資源の投入量に地域差がある医療について、データ分析に基づき実態等を把握する。医療関係者との関係性を構築し、医療関係者への情報提供を行うとともに、加入者への周知・啓発を図る。 <p>i) ~ iii) の取組については、「顔の見える地域ネットワーク」を最大限に活用して事業展開を図る。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>国その後発医薬品にかかる新目標として、「2029（令和 11）年度末までに、医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを全ての都道府県で 80%以上とする主目標並びにバイオ後続品に 80%以上置き換わった成分数を全体の成分数の 60%以上とする副次目標及び後発医薬品の金額シェアを 65%以上とする副次目標」が定められており、協会としてジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進の取組を進めることは、国の目標達成に寄与す</p>	<p>ii) バイオシミラー（バイオ後続品）の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の方針（※ 1）を踏まえ、バイオシミラーの使用促進を図るため、医療費データをもとに、地域や医療機関別などの複数の分析軸でバイオシミラー使用状況を分析し、その分析結果をもとに医療機関や関係団体への働きかけを行う。 (※ 1)「2029（令和 11）年度末までに、バイオシミラーに 80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の 60%以上にすることを目指す」 <p>iii) 上手な医療のかかり方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療資源の適正使用の観点から、かかりつけ医・かかりつけ薬局を持つことの意義、時間外受診・はしご受診の問題点、セルフメディケーションの推進やリフィル処方箋の仕組みについて、加入者への周知・啓発を図る。 ・ ポリファーマシー（多剤服用の有害事象）、抗菌薬の適正使用及び医療資源の投入量に地域差がある医療について、データ分析に基づき実態等を把握する。医療関係者との関係性を構築し、医療関係者への情報提供を行うとともに、加入者への周知・啓発を図る。 <p>i) ~ iii) の取組については、「顔の見える地域ネットワーク」を最大限に活用して事業展開を図る。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>国その後発医薬品にかかる新目標として、「2029（令和 11）年度末までに、医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを全ての都道府県で 80%以上とする主目標並びにバイオ後続品に 80%以上置き換わった成分数を全体の成分数の 60%以上とする副次目標及び後発医薬品の金額シェアを 65%以上とする副次目標」が定められており、協会としてジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進の取組を進めることは、国の目標達成に寄与す</p>	<p>ii) バイオシミラー（バイオ後続品）の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の方針（※ 1）を踏まえ、山梨県内の状況について、調査や情報収集等を行う。 (※ 1)「2029（令和 11）年度末までに、バイオシミラーに 80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の 60%以上にすることを目指す」 <p>iii) 上手な医療のかかり方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療資源の適正使用の観点から、かかりつけ医・かかりつけ薬局を持つことの意義、時間外受診・はしご受診の問題点、セルフメディケーションの推進やリフィル処方箋の仕組みについて、加入者への周知・啓発を図る。 ・ ポリファーマシー（多剤服用の有害事象）、抗菌薬の適正使用及び医療資源の投入量に地域差がある医療について、データ分析に基づき実態等を把握する。医療関係者との関係性を構築し、医療関係者への情報提供を行うとともに、加入者への周知・啓発を図る。 <p>i) ~ iii) の取組については、「顔の見える地域ネットワーク」を最大限に活用して事業展開を図る。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>国その後発医薬品にかかる新目標として、「2029（令和 11）年度末までに、医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを全ての都道府県で 80%以上とする主目標並びにバイオ後続品に 80%以上置き換わった成分数を全体の成分数の 60%以上とする副次目標及び後発医薬品の金額シェアを 65%以上とする副次目標」が定められており、協会としてジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進の取組を進めることは、国の目標達成に寄与す</p>

令和8年度（本部案）	令和8年度（山梨支部）	令和7年度（山梨支部）
<p>るものであることから、重要度が高い。</p> <p>また、上手な医療のかかり方を啓発することは、患者の金銭的な負担、時間的な負担、体力的な負担が軽減されるほか、医療機関、医療従事者への負担も軽減され、良質かつ適切な医療の効率的な提供に資することから、重要度が高い。経済財政運営と改革の基本方針 2025で「医薬品の適正使用や後発医薬品の使用促進のみならず、医療費適正化の観点から、地域フォーミュラを普及する」ことが明記されたことから、フォーミュラの取組を進めるることは重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>ほぼすべての支部でジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）が80%を超えており、すでに非常に高い使用割合となっていることから、この水準を維持し、対前年度以上の使用割合とするためには、一層の努力が必要となる。また、国の副次目標で金額ベースの数値目標が新たに設定されたが、金額ベースの目標達成に向けては単に数量シェアを伸ばすだけではなく、データ分析の上、効果的なアプローチの検討が必要となる。さらに、バイオシミラーは、その特性や使用状況、開発状況や国民への認知度等がジェネリック医薬品とは大きく異なるため、バイオシミラー特有の事情を踏まえた使用促進策を検討し実施する必要があるとともに、医療関係者に働きかける際には、ジェネリック医薬品以上に医薬品の専門的な知識が必要となる。加えて、ジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進については、医薬品の供給不安など協会の努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。</p>	<p>から、重要度が高い。</p> <p>また、上手な医療のかかり方を啓発することは、患者の金銭的な負担、時間的な負担、体力的な負担が軽減されるほか、医療機関、医療従事者への負担も軽減され、良質かつ適切な医療の効率的な提供に資することから、重要度が高い。経済財政運営と改革の基本方針 2025で「医薬品の適正使用や後発医薬品の使用促進のみならず、医療費適正化の観点から、地域フォーミュラを普及する」ことが明記されたことから、フォーミュラの取組を進めるることは重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>ほぼすべての支部でジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）が80%を超えており、すでに非常に高い使用割合となっていることから、この水準を維持し、対前年度以上の使用割合とするためには、一層の努力が必要となる。また、国の副次目標で金額ベースの数値目標が新たに設定されたが、金額ベースの目標達成に向けては単に数量シェアを伸ばすだけではなく、データ分析の上、効果的なアプローチの検討が必要となる。さらに、バイオシミラーは、その特性や使用状況、開発状況や国民への認知度等がジェネリック医薬品とは大きく異なるため、バイオシミラー特有の事情を踏まえた使用促進策を検討し実施する必要があるとともに、医療関係者に働きかける際には、ジェネリック医薬品以上に医薬品の専門的な知識が必要となる。加えて、ジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進については、医薬品の供給不安など協会の努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。</p>	<p>るものであることから、重要度が高い。</p> <p>また、上手な医療のかかり方を啓発することは、患者の金銭的な負担、時間的な負担、体力的な負担が軽減されるほか、医療機関、医療従事者への負担も軽減され、良質かつ適切な医療の効率的な提供に資することから、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>ほぼすべての支部でジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）が80%を超えており、すでに非常に高い使用割合となっていることから、この水準を維持し、対前年度以上の使用割合とするためには、一層の努力が必要となる。また、国の副次目標で金額ベースの数値目標が新たに設定されたが、金額ベースの目標達成に向けては単に数量シェアを伸ばすだけではなく、データ分析の上、効果的なアプローチの検討が必要となる。さらに、バイオシミラーは、その特性や使用状況、開発状況や国民への認知度等がジェネリック医薬品とは大きく異なるため、バイオシミラー特有の事情を踏まえた使用促進策を検討し実施する必要があるとともに、医療関係者に働きかける際には、ジェネリック医薬品以上に医薬品の専門的な知識が必要となる。加えて、ジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進については、医薬品の供給不安など協会の努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。</p>

令和8年度（本部案）	令和8年度（山梨支部）	令和7年度（山梨支部）
<p>■ KPI：</p> <p>1) 医薬品の安定的な供給を基本としつつ、全支部において、ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）（※1）80%以上を維持するとともに、協会全体でジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）（※2）を、年度末時点で対前年度以上とする。</p> <p>（※2） 医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする</p> <p>2) 協会全体でバイオシミラーに80%（※3）以上置き換わった成分数が全体の成分数に占める割合を対前年度（※4）以上とする</p> <p>（※3） 数量ベース（※4） 成分数ベース</p> <p>3) 医薬品の安定的な供給を基本としつつ、協会のジェネリック医薬品使用割合（金額ベース）（※2）を対前年度以上とする。</p> <p>② 地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信</p> <p>i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療計画及び医療費適正化計画に掲げられた内容の着実な実施に向けて、都道府県の取組の進捗状況を把握しつつ、協会が保有する医療費・健診データの分析結果を活用し、他の保険者等とも連携して、積極的に意見発信を行う。 <p>ii) 医療提供体制等に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会、健康増進計画に基づく健康づくりに関する都道府県の会議や医療費適正化に関する都道府県の会議において、協会が保有する医療費・健診データの分析結果（医療費の地域差や患者の流入出状況等）や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用し、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。 ・ 都道府県において策定される新たな地域医療構想については、医療機関機能や外来医療、在宅医療、介護との連携 	<p>■ KPI：</p> <p>ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）（※）を年度末時点で対前年度以上とする</p> <p>（※） 医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする</p> <p>② 地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信</p> <p>i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療計画及び医療費適正化計画に掲げられた内容の着実な実施に向けて、都道府県の取組の進捗状況を把握しつつ、協会が保有する医療費・健診データの分析結果を活用し、他の保険者等とも連携して、積極的に意見発信を行う。 <p>ii) 医療提供体制等に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、健康づくりや医療費適正化等に関する会議において、協会が保有する医療費・健診データの分析結果（医療費の地域差や患者の流入出状況等）や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用し、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。 ・ 保険者協議会や覚書を締結した市町等と協働で、医療データ等を分析し、県民の健康保持・増進に向けた取組を行う。 	<p>■ KPI：</p> <p>1) ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）（※）を年度末時点で対前年度以上とする</p> <p>（※） 医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする</p> <p>2) バイオシミラー使用促進事業を開始し、医療機関や関係者への働きかけを実施する。</p> <p>② 地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信</p> <p>i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療計画及び医療費適正化計画に掲げられた内容の着実な実施に向けて、都道府県の取組の進捗状況を把握しつつ、協会が保有する医療費・健診データの分析結果を活用し、他の保険者等とも連携して、積極的に意見発信を行う。 <p>ii) 医療提供体制等に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、健康づくりや医療費適正化等に関する会議において、協会が保有する医療費・健診データの分析結果（医療費の地域差や患者の流入出状況等）や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用し、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。 ・ 保険者協議会や覚書を締結した市町等と協働で、医療データ等を分析し、県民の健康保持・増進に向けた取組を行う。

令和8年度（本部案）	令和8年度（山梨支部）	令和7年度（山梨支部）
<p>ては、医療機関機能や外来医療、在宅医療、介護との連携等の検討事項に関して、保険者協議会を中心とした保険者間で連携し、地域医療構想調整会議において意見発信を行う。</p> <p>iii) 医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> 協会の財政が今後厳しさを増すことが予想されることを踏まえ、医療保険部会や中央社会保険医療協議会等の国における会議において、加入者の健康増進や医療保険制度の持続可能性の確保、地域包括ケアの構築等に関する意見発信を積極的に行う。 また、持続可能な医療保険制度の構築に向けて、国に対し、関係団体とも連携しつつ、医療保険制度改革に係る要請を行う。 <p>【重要度：高】</p> <p>効果的・効率的な医療提供体制の構築や中長期的な視点による財政運営の実現に向けて、国や都道府県に対し、データを活用した意見発信を行うことは、日本最大の医療保険者として医療保険制度を将来にわたって安定的に引き継いでいくために不可欠な取組であり、重要度が高い。</p> <p>③インセンティブ制度の実施及び検証</p> <ul style="list-style-type: none"> 2021（令和3）年度に見直しを行ったインセンティブ制度を着実に実施する。 現行制度の枠組みのあり方に関する今後の見直しに向けて、インセンティブ制度に対する政府の方針、健康保険組合・共済組合における後期高齢者支援金加算・減算制度の実施状況等を勘案しつつ、検討に着手する。 加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解いただけるよう、周知広報を行う。 	<p>等の検討事項に関して、保険者協議会を中心とした保険者間で連携し、地域医療構想調整会議において意見発信を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 保険者協議会や覚書を締結した市町等と協働で、医療データ等を分析し、県民の健康保持・増進に向けた取組を行う。 県民の健康増進のため、医師会、歯科医師会、薬剤師会と連携協力し、効率的・効果的な事業を実施する。 地域医療構想調整会議において、医療保険者の立場から健康・医療情報を「見える化」したデータ等を活用して意見発信を行う。 その他、本部や厚生労働省等の検討や指示の状況を踏まえて対応する。 <p>【重要度：高】</p> <p>効果的・効率的な医療提供体制の構築や中長期的な視点による財政運営の実現に向けて、国や都道府県に対し、データを活用した意見発信を行うことは、日本最大の医療保険者として医療保険制度を将来にわたって安定的に引き継いでいくために不可欠な取組であり、重要度が高い。</p> <p>③ インセンティブ制度の実施及び検証</p> <ul style="list-style-type: none"> 2021（令和3）年度に見直しを行ったインセンティブ制度について、広報媒体を適宜更新とともに、加入者及び事業主に仕組みや意義を理解していただけるよう、引き続き周知広報を行う。 評価の低い指標については、結果を分析し、戦略的な方針を検討するなど取組を強化する。 	<ul style="list-style-type: none"> 県民の健康増進のため、医師会、歯科医師会、薬剤師会と連携協力し、効率的・効果的な事業を実施する。 地域医療構想調整会議において、医療保険者の立場から健康・医療情報を「見える化」したデータ等を活用して意見発信を行う。 その他、本部や厚生労働省等の検討や指示の状況を踏まえて対応する。 <p>【重要度：高】</p> <p>効果的・効率的な医療提供体制の構築や中長期的な視点による財政運営の実現に向けて、国や都道府県に対し、データを活用した意見発信を行うことは、日本最大の医療保険者として医療保険制度を将来にわたって安定的に引き継いでいくために不可欠な取組であり、重要度が高い。</p> <p>③ インセンティブ制度の実施及び検証</p> <ul style="list-style-type: none"> 2021（令和3）年度に見直しを行ったインセンティブ制度について、広報媒体を適宜更新とともに、加入者及び事業主に仕組みや意義を理解していただけるよう、引き続き周知広報を行う。 評価の低い指標については、結果を分析し、戦略的な方針を検討するなど取組を強化する。
		29

令和8年度（本部案）	令和8年度（山梨支部）	令和7年度（山梨支部）
<p>IV) 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会の運営の持続可能性を維持するためには、医療費適正化の意義や健康づくり等の協会の取組内容について、加入者・事業主に正確に理解していただくことが必要である。このため、統一的・計画的・効果的な広報の取組を強化し、協会として目指すべき広報の姿を示す「広報基本方針」に基づき、具体的な広報内容・広報スケジュールを提示する「広報計画」を策定し、実施する。 ・具体的には、 <ul style="list-style-type: none"> ①加入者・事業主目線で、分かりやすく、アクセスしやすい広報を実施する ②テーマに応じた多様な広報媒体や手法を組み合わせた効果的な広報を実施する ③本部は統一的観点から、支部は地域・職域特性を踏まえ、連携して広報を実施する ④評価・検証・改善のプロセス（PDCAサイクル）を回すことを基本姿勢とし、協会の財政状況や医療費適正化・健康づくり等の取組について、より積極的に発信し、加入者・事業主に一層の理解・協力を求めていく。 ・「令和8年度本部広報計画」に基づき、特に、最重点広報テーマの「令和9年度保険料率改定」、「健診体系の見直し（現役世代への健診事業の拡充）」、「健康保険制度の意義や協会の役割等への共感が広がる環境づくり」、「電子申請・けんぽアプリの利用促進」について、加入者・事業主の一層の理解を得ていただけるよう、広報内容や方法を工夫の上、本部・支部で一体的・積極的に広報を行う。 ・また、コミュニケーションロゴやタグライン（協会の役割や事業の特徴を効果的に発信するための短いフレーズ）を使用し、「協会けんぽ」の認知度向上やSDGsに資する活動を含めた協会の社会的役割の理解促進に取り組む。 ・支部においては、広報テーマに応じた広報資材を活用する 	<p>IV) 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会の運営の持続可能性を維持するためには、医療費適正化の意義や健康づくり等の協会の取組内容について、加入者・事業主に正確に理解していただくことが必要である。このため、統一的・計画的・効果的な広報の取組を強化し、協会として、目指すべき広報の姿を示す「広報基本方針」に基づき、具体的な広報内容・広報スケジュールを提示する「支部広報計画」を策定し、実施する。 ・具体的には、 <ul style="list-style-type: none"> ①加入者・事業主目線で、分かりやすく、アクセスしやすい広報を実施する ②テーマに応じた多様な広報媒体や手法を組み合わせた効果的な広報を実施する ③地域・職域特性を踏まえ、本部と連携して広報を実施する。 ④評価・検証・改善のプロセス（PDCAサイクル）を回すことを基本姿勢とし、協会の財政状況や医療費適正化・健康づくり等の取組について、より積極的に発信し、加入者・事業主に一層の理解・協力を求めていく。 ・「令和8年度本部広報計画」に基づき、特に、最重点広報テーマの「令和9年度保険料率改定」、「健診体系の見直し（現役世代への健診事業の拡充）」、「健康保険制度の意義や協会の役割等への共感が広がる環境づくり」、「電子申請けんぽアプリの利用促進」について、加入者・事業主の一層の理解を得ていただけるよう、広報内容や方法を工夫の上、積極的に広報を行う。 ・山梨県、市町村、関係団体との連携による広報を実施するとともに、これらの団体が開催するイベントに関与し、協会の取組を一般の方々にも広く発信していく。 ・広報テーマに応じた広報資材を活用するとともに、地域・職域特性を踏まえたきめ細かい広報及び地元メディアへの積極的な発信を行う。また、加入者へ直接届けることができる媒体であるSNS（LINE）、メールマガジンの活用に取り組む。 	<p>IV) 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会の運営の持続可能性を維持するためには、医療費適正化の意義や健康づくり等の協会の取組内容について、加入者・事業主に正確に理解していただくことが必要である。 ・統一的・計画的・効果的な広報の取組を強化し、協会として、目指すべき広報の姿を示す「広報基本方針」に基づき、具体的な広報内容・広報スケジュールを提示する「支部広報計画」を策定し、実施する。 ・具体的には、 <ul style="list-style-type: none"> ①加入者・事業主目線で、分かりやすく、アクセスしやすい広報を実施する ②テーマに応じた多様な広報媒体や手法を組み合わせた効果的な広報を実施する ③地域・職域特性を踏まえ、本部と連携して広報を実施する ④評価・検証・改善のプロセス（PDCAサイクル）を回すことを基本姿勢とし、協会の財政状況や医療費適正化・健康づくり等の取組について、より積極的に発信し、加入者・事業主に一層の理解・協力を求めていく。 ・「2024（令和7）年度本部広報計画」に基づき、特に、最重点広報テーマの「2025（令和8）年度保険料率改定」、「健診体系の見直し」（現役世代への健診事業の拡充）について、加入者・事業主の一層の理解を得ていただけるよう、広報内容や方法を工夫の上、積極的に広報を行う。 ・山梨県、市町村、関係団体との連携による広報を実施するとともに、これらの団体が開催するイベントに関与し、協会の取組を一般の方々にも広く発信していく。 ・広報テーマに応じた広報資材を活用するとともに、地域・職域特性を踏まえたきめ細かい広報及び地元メディアへの積極的な発信を行う。また、加入者へ直接届けることができる媒体であるSNS（LINE）、メールマガジンの活用に取り組む。

令和8年度（本部案）	令和8年度（山梨支部）	令和7年度（山梨支部）
<p>とともに、地域・職域特性を踏まえたきめ細かい広報及び地元メディアへの積極的な発信を行う。また、加入者へ直接届けることができる媒体であるSNS（LINE）やけんぽアプリ、メールマガジンの活用に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険委員の委嘱拡大に取り組むとともに、健康保険制度に関する相談対応や従業員の健康づくり等について研修会等を通じて情報提供を行い、健康保険委員の活動を支えるほか、更なる活動の活性化に向けた取組について検討する。また、電子申請やけんぽアプリ利用者拡大に向け、健康保険委員を通じた広報を強化する。 <p>■ KPI :</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) ホームページユーザー数（1日当たりホームページ訪問者数の合計）を対前年度以上とする 2) 全支部でSNS（LINE公式アカウント）を運用し、毎月2回以上情報発信を行う 3) 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を前年度以上とともに、委嘱事業所数の拡大にも取り組み、委嘱事業所数を対前年度以上とする <p>V) 國際化対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・増加する外国人労働者に対応するため、ホームページや各種記入の手引きを多言語化するとともに、電話や窓口による相談を多言語で対応できる体制として、協会に加入する外国人の方に対して医療保険制度に関する必要な情報を母国語で提供できるよう整備を進めていく。 ・また、医療保険者として、日本の優れた社会保障制度や国民皆保険、予防医療のノウハウを、他国の医療保険者や政府関係者と共有する。 	<p>極的な発信を行う。また、加入者へ直接届けることができる媒体であるSNS（LINE）やけんぽアプリ、メールマガジンの活用に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険委員について、委嘱拡大に取り組むとともに、オンラインを活用したセミナーの開催、「健康保険委員だより」など定期的な健康情報の提供等を通じて、健康保険委員活動の活性化を図る。また、電子申請やけんぽアプリ利用者拡大に向け、健康保険委員を通じた広報を強化する。 <p>■ KPI :</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を57.3%以上とする 2) SNS（LINE公式アカウント）を運用し、毎月2回以上情報発信を行う 3) 健康保険委員の委嘱事業所数を前年度以上とする <p>V) 國際化対応</p> <p>・増加する外国人労働者に対応するために、ホームページの言語切り替え機能等について、加入者へ広報し周知していく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険委員について、委嘱拡大に取り組むとともに、オンラインを活用したセミナーの開催、「健康保険委員だより」など定期的な健康情報の提供等を通じて、健康保険委員活動の活性化を図る。 <p>■ KPI :</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を54.2%以上とする 2) SNS（LINE公式アカウント）を運用し、毎月情報発信を行う 3) 健康保険委員の委嘱事業所数を前年度以上とする

令和8年度（本部案）	令和8年度（山梨支部）	令和7年度（山梨支部）
<p>3. 組織・運営体制関係</p> <p>I) 人事・組織</p> <p>① 人事制度の適正な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標に対する実績や発揮された能力に基づく人事評価の結果を適正に処遇に反映することで実績や能力本位かつ適材適所の人事を推進する。 ・次世代育成支援及び女性活躍の推進の視点も踏まえ、多様な人材が能力や適性に応じた働き方ができるよう人事を推進する。 <p>② 新たな業務のあり方を踏まえた戦略的な人員配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支部の戦略的保険者機能の強化や本部機能の強化を図る観点から、人事異動等の機会をとらえて戦略的な人員配置を進める。 <p>③ 更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険者機能を一層発揮するため、職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行う観点から、職場では業務経験を通じて職員の成長を促し、また、役職に応じた階層別研修及び業務遂行上必要となる専門的なスキル等を習得する業務別研修を組み合わせて実施することで組織基盤の底上げを図る。 ・その他、支部がそれぞれの課題等に応じた研修を行うほか、受講者参加型のオンライン研修やeラーニングにより多様な研修機会の確保を図る。また、通信教育講座による自己啓発に対する支援を行う。 <p>④ 働き方改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会の職員にとって健康で働きやすい職場環境を整備し、加入者及び事業主のための業務に効率的に取り組めるよう、健康経営の推進、次世代育成支援及び女性活躍の推進、福利厚生の充実を柱とした協会の働き方改革を推進する。 	<p>3. 組織・運営体制関係</p> <p>I) 人事・組織</p> <p>① 人事制度の適正な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標に対する実績や発揮された能力に基づく人事評価の結果を適正に処遇に反映することで実績や能力本位かつ適材適所の人事を推進する。 ・次世代育成支援及び女性活躍の推進の視点も踏まえ、多様な人材が能力や適性に応じた働き方ができるよう人事を推進する。 <p>② 新たな業務のあり方を踏まえた戦略的な人員配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務効率化を目指したシステムの更なる機能向上にあわせ、戦略的保険者機能の強化のための人員へシフトする。 ・各グループにおいて管理者が適切に業務量・配分を把握・管理し、特定の職員への偏重や不公平感の発生の防止に努める。 <p>③ 更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・OJT (On the Job Training) を中心に据えるほか、各種研修等も効果的に組み合わせて「自ら育つ」職員を育成する。 ・支部の課題等を踏まえた支部研修を実施するとともに、本部が開催する研修にも積極的に参加し、職員の知識習得やスキルアップを図る。 <p>④ 働き方改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会の職員にとって健康で働きやすい職場環境を整備し、加入者及び事業主のための業務に効率的に取り組めるよう、健康経営の推進、次世代育成支援及び女性活躍の推進、福利厚生の充実を柱とした協会の働き方改革を推進する。 	<p>3. 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備</p> <p>I) 人事・組織</p> <p>① 人事評価制度の適正な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個々の職員が組織目標の理解を深め、その達成に必要な個人目標を設定し、与えられた役割を遂行することで組織目標の達成につなげていく。 <p>② 新たな業務のあり方を踏まえた戦略的な人員配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務処理体制の検証を行い、戦略的保険者機能に係る業務強化のための人員へシフトする。 ・各グループにおいて管理者が適切に業務量・配分を把握・管理し、特定の職員への偏重や不公平感の発生の防止に努める。 <p>③ 更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・OJT (On the Job Training) を中心に据えるほか、各種研修等も効果的に組み合わせて「自ら育つ」職員を育成する。 ・支部の課題等を踏まえた支部研修を実施するとともに、本部が開催する研修にも積極的に参加し、職員の知識習得やスキルアップを図る。 <p>④ 働き方改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべての職員にとって健康で働きやすい職場環境を整備し、職員がモチベーションを維持しながら、加入者及び事業主のための業務に効率的に取り組めるよう、働き方改革を推進する。

令和8年度（本部案）	令和8年度（山梨支部）	令和7年度（山梨支部）
<ul style="list-style-type: none"> 具体的には、病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立支援、ハラスメント防止やメンタルヘルス対策等の取組を進める。 また、法律に基づき協会が策定した一般事業主行動計画に沿って、多様な人材が活躍できる職場環境づくりに取り組む。 <p>⑤風通しのよい組織づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 協会職員が共通の目的意識のもとに保険者機能の発揮に取り組むことが可能となるよう、本部・支部間や支部間の連携のより一層の強化に向けて、研修の際、討論の場を設けるなど、職員同士の様々な意見交換や情報交換の機会づくりに積極的に取り組み、課題の把握力及び解決力の強化に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 具体的には、病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立支援、ハラスメント防止やメンタルヘルス対策等の取組を進める。 また、法律に基づき協会が策定した一般事業主行動計画に沿って、多様な人材が活躍できる職場環境づくりに取り組む。 <p>⑤ 風通しのよい組織づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 支部職員が共通の目的意識のもとに保険者機能の発揮に取り組むことが可能となるよう、本部・支部間や支部間の連携のより一層の強化に向けて、本部が実施する研修等、職員同士の様々な意見交換や情報交換の機会づくりに積極的に参加し、課題の把握力及び解決力の強化に努める。 本部の主要課題や他支部の取組の好事例などを広く職員が共有できるよう、支部内の情報発信の強化に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> 具体的には、病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立支援、ハラスメント防止やメンタルヘルス対策等の取組を進める。 年次有給休暇や育児休業の取得促進に取り組む。 <p>⑤ 風通しのよい組織づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 支部職員が共通の目的意識のもとに保険者機能の発揮に取り組むことが可能となるよう、本部・支部間や支部間の連携のより一層の強化に向けて、本部が実施する研修等、職員同士の様々な意見交換や情報交換の機会づくりに積極的に参加し、課題の把握力及び解決力の強化に努める。 本部の主要課題や他支部の取組の好事例などを広く職員が共有できるよう、支部内の情報発信の強化に取り組む。 <p>⑥ 支部業績評価を通じた支部の取組の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 支部の現状と課題を把握し、業績向上に向けて取り組む。
<p>II) 内部統制等</p> <p>① 内部統制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> リスクの発生の抑制及びリスクが発生した場合の損失の最小化を図るため、業務遂行の阻害となるリスクの網羅的な洗い出し、分析、評価、対策の検討等の取組を進める。 的確な業務遂行のため本部・支部が自ら実施する点検について、実効性を高める取組を推進する。 適正かつ効率的に業務を遂行するため、多岐にわたる規程、細則、マニュアル等を点検し、体系的に整備を進める。 階層別研修や e ラーニングの活用等により、職員が協会の内部統制やリスク管理の重要性について理解した上で常に高い意識を持って業務遂行できるよう意識啓発を図る。 	<p>II) 内部統制等</p> <p>① 内部統制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> リスクの発生の抑制及びリスクが発生した場合の損失の最小化を図るため、業務遂行の阻害となるリスクの網羅的な洗い出し、分析、評価、対策の検討等の取組を進める。 的確な業務遂行のため支部が自ら実施する点検について、実効性を高める取組を推進する。 階層別研修や e ラーニングの活用等により、職員が協会の内部統制やリスク管理の重要性について理解した上で常に高い意識を持って業務遂行できるよう意識啓発を図る。 	<p>II) 内部統制等</p> <p>① 内部統制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 適切な運営を脅かす様々なリスクの点検や分析、リスク管理能力の向上のための研修の実施、平時からの訓練等を通じて、リスク管理体制を整備する。 的確な業務遂行のため支部で自ら実施する点検について、実効性を高める取組を推進する。 本部が実施する階層別研修や e ラーニングの活用等により、職員が協会の内部統制やリスク管理の重要性について理解した上で常に高い意識を持って業務遂行できるよう意識啓発を図る。

令和8年度（本部案）	令和8年度（山梨支部）	令和7年度（山梨支部）
②個人情報の保護の徹底 <ul style="list-style-type: none"> 保有する個人情報の漏洩等を防止し、厳格に管理するため、全職員に個人情報の保護に関する研修を実施する。 本部・支部において、定期的なリスク管理委員会の開催を通じて個人情報保護管理体制等について検討を行い、個人情報の保護の徹底を図る。 	② 個人情報の保護の徹底 <ul style="list-style-type: none"> 保有する個人情報の漏洩等を防止し、厳格に管理するため、全職員に個人情報の保護に関する研修を実施する。 定期的なリスク管理委員会の開催を通じて個人情報保護管理体制等について検討を行い、個人情報の保護の徹底を図る。 	② 個人情報の保護の徹底 <ul style="list-style-type: none"> 保有する個人情報の漏洩等を防止し、厳格に管理するため、個人情報の保護に関する研修を実施する。 個人情報保護管理委員会を開催し、個人情報保護管理体制の現状把握と問題点の是正を通じて、個人情報の保護の徹底を図る。
③法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底 <ul style="list-style-type: none"> 協会の社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資するため、全職員にコンプライアンスに関する研修等を実施することにより、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図る。 本部・支部において、定期的なリスク管理委員会の開催を通じてコンプライアンスの推進について検討を行い、各々の課題に即した取組を実施する。 本部・支部の相談窓口（外部のコンプラほっとラインを含む。）に通報・相談のあった内容について、速やかに対応し必要な是正措置を講じる。また、相談窓口の周知及び制度に関する研修を継続的に実施しつつ、運用の問題点等を適切に把握し、その改善に努める。 	③ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底 <ul style="list-style-type: none"> 協会の社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資するため、全職員にコンプライアンスに関する研修等を実施することにより、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図る。 定期的なリスク管理委員会の開催を通じてコンプライアンスの推進について検討を行い、各々の課題に即した取組を実施する。 支部の相談窓口に通報・相談があった場合は、速やかに対応し必要な是正措置を講じる。また、相談窓口（外部のコンプラほっとラインを含む）の周知を継続的に実施し、相談しやすい環境を整える。 	③ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底 <ul style="list-style-type: none"> 協会の社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資するため、職員にコンプライアンスに関する研修等を実施することにより、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図る。 コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスに係る取組を推進する。 外部相談窓口（コンプラほっとライン）の周知を継続的に実施する。
④災害への対応 <ul style="list-style-type: none"> 大規模自然災害等に備え、定期的に緊急時の連絡体制等を確認し、訓練や研修を実施する。 業務継続計画書（B C P）など各種マニュアル等について必要な見直しを行う。 	④ 災害等の対応 <ul style="list-style-type: none"> 大規模自然災害等に備え、定期的に緊急時の連絡体制等を確認し、訓練や研修を実施する。 支部初動対応マニュアルなど各種マニュアル等について必要な見直しを行う。 	④ 災害等の対応 <ul style="list-style-type: none"> 大規模自然災害等に備え、定期的に緊急時の連絡体制等を確認し、訓練や研修を実施する。 支部初動対応マニュアルなど各種マニュアル等について必要な見直しを行う。
⑤外的環境の変化に対応した情報セキュリティ体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> 事業所及び加入者の個人情報を確実に保護するため、情報セキュリティ体制を維持しつつ、情報通信技術の高度化、サイバー攻撃の多様化・巧妙化など、環境の変化に応じた継続的な技術的・人的対策を図る。 	⑤ 外的環境の変化に対応した情報セキュリティ体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> 事業所及び加入者の個人情報を確実に保護するため、情報セキュリティ体制を維持しつつ、情報通信技術の高度化、サイバー攻撃の多様化・巧妙化など、環境の変化に応じた継続的な技術的・人的対策を図る。 	⑤ 外的環境の変化に対応した情報セキュリティ体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> 事業所及び加入者等の個人情報を確実に保護するため、情報セキュリティ体制を維持しつつ、情報通信技術の高度化、サイバー攻撃の多様化・巧妙化など、環境の変化に応じた継続的な人的対策を図る。

令和8年度（本部案）	令和8年度（山梨支部）	令和7年度（山梨支部）
<p>⑥費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> サービス水準の確保に留意しつつ全職員が適切なコスト意識を持って、競争入札や全国一括入札、消耗品の発注システムを活用した隨時発注による適切な在庫管理等を引き続き行い、経費の節減に努める。 調達に当たって、少額随意契約の基準額を超える調達は一般競争入札を原則とする。また、高額な随意契約を行う場合は、調達審査委員会において調達内容、調達方法、調達に要する費用の妥当性の審査をするとともに、ホームページに調達結果等を公表し、透明性を確保する。 更に、調達における競争性を高めるため、一者応札案件については、入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施するなどにより、案件数の減少に努める。 また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。 <p>■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする</p>	<p>⑥ 費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> サービス水準の確保に留意しつつ全職員が適切なコスト意識を持って、競争入札や適切な在庫管理等を引き続き行い、経費の削減に努める。 調達に当たって、少額随意契約の基準額を超える調達は一般競争入札を原則とする。また、高額な随意契約を行う場合は、調達審査委員会において調達内容、調達方法、調達に要する費用の妥当性の審査をするとともに、ホームページに調達結果等を公表し、透明性を確保する。 業者への声掛けの徹底、十分な公告期間、履行期間の設定や複数者からの見積書の徴取等の取組を行い、多くの業者が参加しやすい環境を整備することで一者応札案件の減少に努める。 また、入札の際に入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者への調査や、公告後の業者への声掛けを行う。 事業担当と財務担当の連携を密にし、適切な調達等を行う。 また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。 <p>■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする。</p>	<p>⑥ 費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> サービス水準の確保に留意しつつ全職員が適切なコスト意識を持って、競争入札や適切な在庫管理等を引き続き行い、経費の削減に努める。 調達に当たって、100万円を超える調達は原則として一般競争入札とし、随意契約が適当な案件は調達審査委員会において調達内容、調達方法、調達に要する費用の妥当性の審査をするとともに、調達結果等をホームページに公表し、透明性を確保する。 業者への声掛けの徹底、十分な公告期間、履行期間の設定や複数者からの見積書の徴取等の取組を行い、多くの業者が参加しやすい環境を整備することで一者応札案件の減少に努める。 また、入札の際に入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者への調査や、公告後の業者への声掛けを行う。 事業担当と財務担当の連携を密にし、適切な調達等を行う。 <p>■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする。ただし、入札件数の見込み件数が6件以下の場合は一者応札件数を1件以下とする。</p>